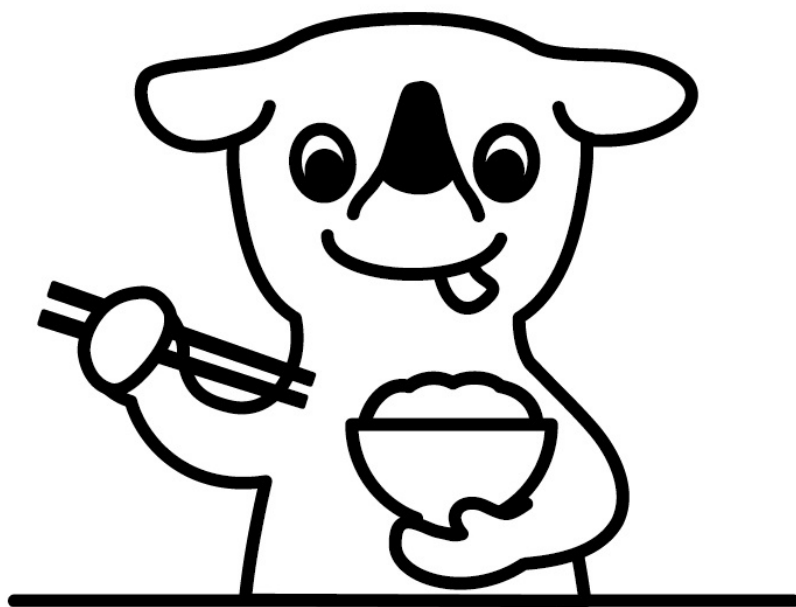


令和3年度

農林水産業
制度金融のしおり



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

千葉県

農林水産部団体指導課

目 次

| | (頁) |
|---------------|---------|
| ○農業制度金融 | 1 ~ 31 |
| ○林業制度金融 | 32 ~ 40 |
| ○水産制度金融 | 41 ~ 50 |
| ○災害資金 | 51 ~ 54 |
| ○信用保証制度 | 55 ~ 56 |

農業制度金融

農業制度金融とは

農業生産に携わる皆さんが、農業経営規模の拡大や事業の改善を行うのに必要な資金を、長期・低利に利用できるように、国・県・市町村等が利子補給をする融資や日本政策金融公庫による融資制度のことであります。

主な資金は、農業近代化資金、農業経営改善促進資金、農業経営負担軽減支援資金、日本政策金融公庫による資金等があり、資金の用途は以下のとおりです。

| 用途 | 資金 | | | 日本政策金融公庫資金 | | | | | | | | 畜産業機構資金 | | 畜産経営体質強化支援資金 |
|--------------|---------------|-------------------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------------------------|------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|-------------------|--------------|
| | 農業近代化資金 P3 | 農業経営改善促進資金 (スーパース資金) P5 | 農業経営負担軽減支援資金 P7 | 青年等就農資金 P9 | 農業改良資金 P11 | 農業経営基盤強化資金 (スーパール資金) P13 | 経営体育成強化資金 P17 | 農林漁業セーフティネット資金 P21 | 農業基盤整備資金 P24 | 担い手育成農地集積資金 P24 | 農林漁業施設資金 P24 | 畜産特別資金 P25 | 家畜疾病経営維持資金 P27 | |
| 農地等の取得 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | |
| 土地改良 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| 農道の整備 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 施設の取得・改良 | 畜産 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 園芸 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 水稲・畑作 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | その他農業用施設 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 農業用機械の取得 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | |
| 果樹・花卉等の植栽・育成 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ 注1 | | | | | | | |
| 家畜の購入・肥育 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| 経営の安定・負債整理 | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| 研修 | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 環境整備 | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | | |
| 住宅・生活改善 | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 運転資金 | ○ | ○ | | ○ | ○ 注2 | ○ | | ○ | | | | | ○ | |
| 災害復旧等 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |

注1：果樹の新植、改植、育成。オリーブ、茶、多年生草本、桑、花木の新植、改植、育成。

注2：資材費、雇用労賃及び機械・施設の修理費等、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。

また、資金によって貸付対象者が異なり、主な資金を貸付対象者別に分けると、次のようになります。

詳しくは、各資金の項をご覧ください。

認定農業者の方は・・・

- 農業近代化資金（P3）
- 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）（P5）
- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（P13）

認定新規就農者の方は・・・

- 青年等就農資金（P9）

既往負債の返済が困難な方は・・・

- 農業経営負担軽減支援資金（P7）
- 経営体育成強化資金（P17）
- 畜産特別資金（P25）

自然災害や社会的・経済的環境変化により、農業経営の維持安定が困難な方は・・・

- 農林漁業セーフティネット資金（P21）

家畜伝染病の発生により深刻な影響を受けた方は・・・

- 家畜疾病経営維持資金（P27）

新たな経営展開を図ろうとする意欲ある畜産農家の方は・・・

- 畜産経営体質強化資金対策事業（P29）

また、災害により大きな被害が発生した場合、災害復旧等のための資金として、天災融資資金や県単災害資金があります。（P51）

各資金の具体的な内容や最新情報等については、P31に記載されている相談窓口にお問い合わせください。

また、団体指導課のホームページでも、随時、最新情報を掲載しております。

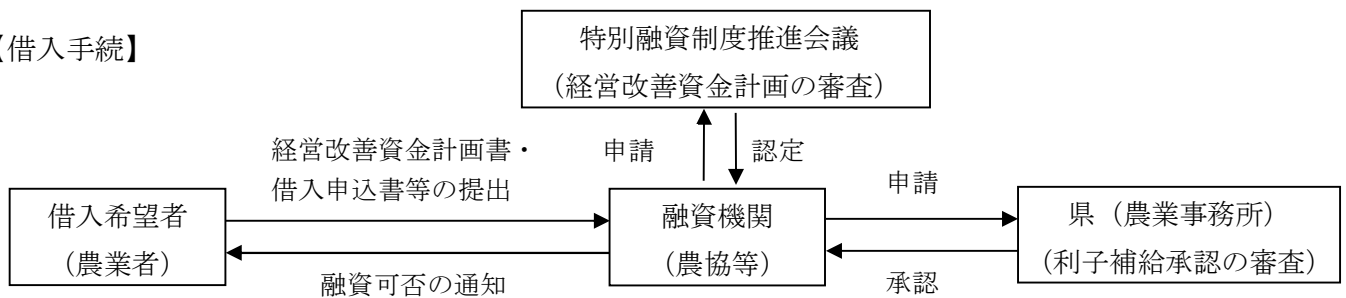
<http://www.pref.chiba.lg.jp/dantai/kinyuu/nougyou-kinyuu/index.html>

農 業 近 代 化 資 金

「農業経営の近代化を目指す方へ」

| 目 的 | 対象資金 | 利用例 (注1) | 貸付対象者 | | 償還期限 (注2) |
|--|-----------|---|----------------------|---|-------------------------|
| 農業経営の改善のため、建構築物、農機具等の整備拡充等により、農業経営の近代化を目指す意欲と能力のある農業者を応援します。 農協等融資機関が行う当資金の融通を円滑にするため、県等が利子補給を行います。 | 建構築物等造成資金 | 建構築物（農舎、畜舎、ハウス、果樹棚、農産物加工施設、集出荷施設等）、農機具（トラクター、コンバイン、田植機、農用トラック等） | 個人 | 【個人】 （農業を営む者） ①認定農業者等 ②認定新規就農者 ③農業者 ④農業参入法人 ⑤経営主以外の農業者（※家族経営協定締結） ⑥集落営農組織等 ⑦農業を営む任意団体 【共同】 ①農業協同組合 ②農業協同組合連合会 ③団体又は法人等 ※各対象者ごとに要件あり。 詳細は、千葉県農業近代化資金取扱要領第2の1を参照。 | 15年以内 ※農機具のみの場合7年以内 |
| | 果樹等植栽育成資金 | 果樹、茶等（対象果樹等の限定あり） | 個人 共同 | | 15年以内 ※農機具のみの場合10年以内 |
| | 家畜購入育成資金 | 牛、豚等 | 個人 共同 | | 7年以内 |
| | 小土地改良資金 | 事業費1,800万円以内の小規模な土地改良 | 個人 共同 | | 15年以内 |
| | 長期運転資金 | 農地の地代、農機具等の金額を一時に支払う場合のリース料等 | 個人 | | 15年以内 |
| | 農村環境整備資金 | 下水道施設、集会施設、研修施設等 | 共同 | | 20年以内 |
| | 大臣特認資金 | 水田を利用した水産動物の養殖施設 農村における給排水施設（★） 特定農家住宅（★） | 個人 共同 個人 個人 | | 15年以内 |
| | 流動施設資金（★） | 一年生の種苗、不時栽培用ビニール、ほだ木等 | 個人 共同 | | 7年以内 |

【借入手続】



【注意事項】

- (注1) 認定農業者以外の農業者については、利用対象が制限される場合があります。
- (注2) 据置期間を含みます。なお、認定新規就農者が認定就農計画に従って必要な施設の設置、機械の購入その他の措置を行う場合は、償還期限が延長されます。

【根拠規程】

- ・ 農業近代化資金融通法 ・ 農業近代化資金融通措置要綱 ・ 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン
- ・ 農業経営改善関係資金基本要綱
- ・ 千葉県農業近代化資金利子補給規則 ・ 千葉県農業近代化資金取扱要領

| 貸付限度額 | 貸付利率 (注3) | 融資率 | 融資機関 |
|--|-------------------------------|---|---------|
| 【個人】 ① 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社、その他農業者が組織する法人 ……2 億円 ② 知事特認 ……2 億円 ③ 集落営農組織、農業を営む任意団体 ……2 億円 ④ 農業参入法人 ……1 億 5 千万円 ①～④以外 ……1,800 万円 【共同】 15 億円 | 0.3% ※流動施設資金については 0.65% | 【原則】 貸付限度額の範囲内で、総事業費の 80%以内 (ただし補助金等が交付される場合は、総事業費から補助金を除いた額を上限とする) 【認定農業者の特例】 総事業費の 100%以内 ※ 融資額の単位は万円単位 ※ 最低貸付限度額：20 万円/回 | 農協等融資機関 |
| | | 上記の原則に同じ ※ ★を付した資金には「認定農業者の特例」は適用されません。 | |

(注3) ① 県の利子補給後の利率(令和3年5月19日現在)です。

② 市町村の利子補給がある場合は、借入者が実質的に負担する利率は表の利率より下がります。

③ 認定農業者については、償還終了時(最長15年間)まで償還期間に応じて0.16%～0.30%(スーパーL資金の貸付利率と同水準(令和3年5月19日現在))での融資が受けられます。

④ ③とは別に、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられた等の認定農業者で、新たに攻めの経営展開計画を作成した者は、貸付当初5年間実質無利子。

※③及び④ともに(公財)農林水産長期金融協会からの助成で、個人1,800万円、法人3,600万円が上限。

(その他) ① 借入申込書は、農協等融資機関に置いてあります。

② 担保・保証人については融資機関の判断によりますが、千葉県農業信用基金協会の債務保証に係るものについては原則として一定額まで必要ありません。

③ この資金は原則、毎年元金均等償還です。

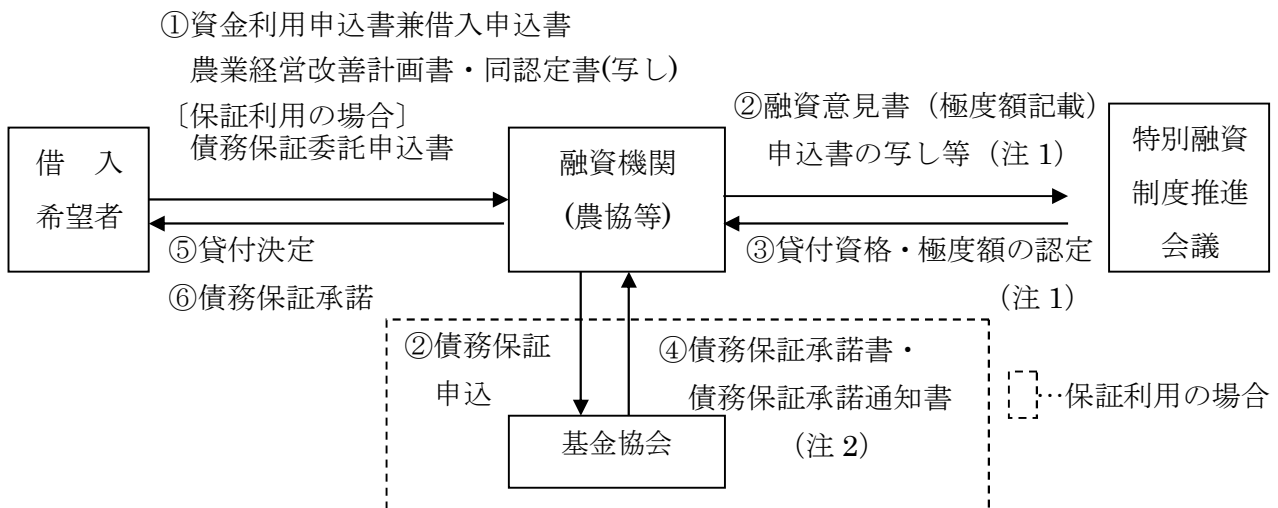
④ 事業は、原則として県の利子補給承認後に始めることとなります。審査にはある程度期間を要しますので、余裕をもってお申し込みください。

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

「認定農業者向け短期運転資金」

| 目 的 | 貸付対象者 | 対 象 資 金 |
|--|--|---|
| <p>経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、認定農業者に対して、計画に即した規模拡大その他経営展開を図るのに必要な短期運転資金を農協等融資機関から低利で融資を行います。</p> | <p>認定農業者 （農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画、果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画、の認定を受けた者）</p> | <p>農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる短期運転資金（ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替を除く。）は含まない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 2 肉用素畜、中小家畜等の購入費 3 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 4 営農用施設・機械の修繕費 5 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 6 生産技術、経営管理技術の修得費 7 市場開拓費、販売促進費等 |

【借入手続】



（注1）認定事務を融資機関に委任した市町村における当該認定審査の事務は、市町村から認定を受けた融資機関が行います。

（注2）担保・連帯保証人については、融資機関の判断によりますが、基金協会の債務保証については、原則として担保・連帯保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）は必要ありません。

【根拠規程】

- ・ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱
- ・ 千葉県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

| 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付金利 | 貸付主体 |
|---|-------|---|---------|
| 認定農業者 個人...500 万円 （畜産又は施設園芸を行う場合は 2,000 万円） 法人...2,000 万円 （畜産又は施設園芸を行う場合は 8,000 万円） | 1 年以内 | 1.5% (注 3) (当座貸越方式の場合は 0.5% 以内で上乗せ) | 農協等融資機関 |

(注 3)

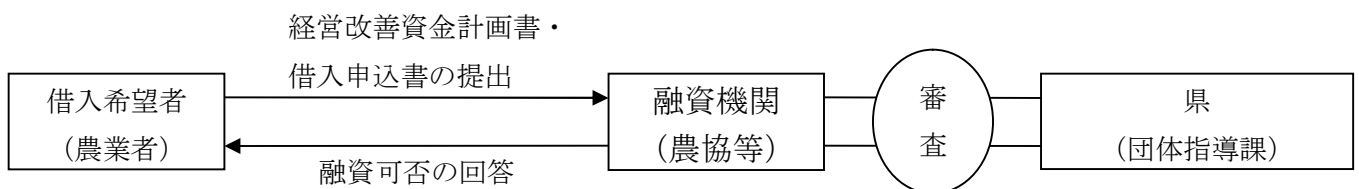
令和 3 年 5 月 19 日現在。金利情勢に応じて変動。

農業経営負担軽減支援資金

「既往負債の返済にお困りの方へ」

| 目的 | 借換え対象となる負債 | 借入資格 |
|---|--|---|
| <p>「借入金の返済で資金繰りに困っている。もう少し償還負担が減れば、経営に明るい展望が見えるのに・・・」</p> <p>地域農業の担い手となる農業者のこうした要望に応えるための、融資制度です。</p> | <p>営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債</p> <p>※ ただし、制度資金については、貸付利率が5.0%を超えるものが対象。</p> | <p>次の条件を満たす農業者</p> <p>1 個人</p> <p>① 農業経営の改善に取り組む意欲と能力がある。</p> <p>② 農業所得が総所得の過半を占めている。</p> <p>③ 60歳未満（60歳以上である場合は、後継者が農業に従事している。）。</p> <p>④ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能。</p> <p>2 法人</p> <p>① 1の①及び④の要件を満たす。</p> <p>② 総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占める。</p> |

【借入手続】



【根拠規程】

- ・ 農業負債整理関係資金基本要綱
- ・ 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン
- ・ 千葉県農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助金交付要綱
- ・ 千葉県農業経営負担軽減支援資金取扱要領

| 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付利率 | 融資機関 |
|---------|--|---------------------------|---------|
| 営農負債の残高 | 【原則】 10年（うち据置3年）以内 【特認】 15年（うち据置3年）以内 | 0.3% （令和3年5月19日 現在） | 農協等融資機関 |

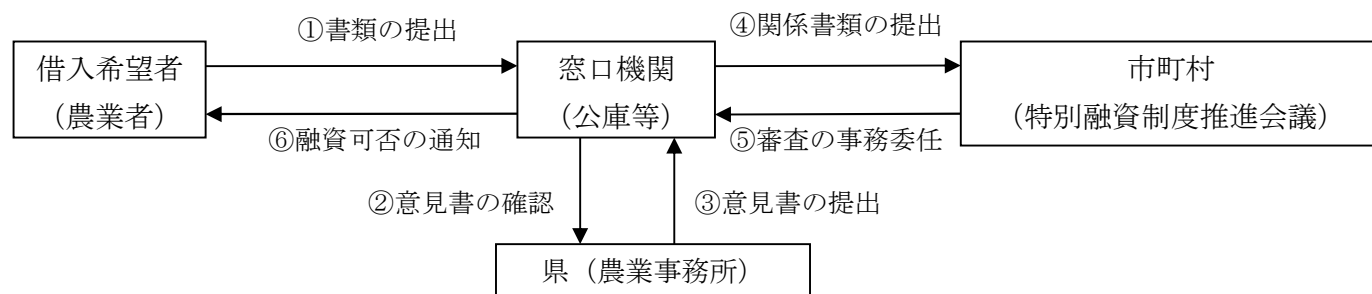
青年等就農資金

「新たに農業を始める方へ」

| 目的 | 貸付対象者 | 資金種類 | 対象資金 |
|--|---|---------|--|
| 就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援及び新規就農者向け資金のより円滑な融通を行います。 | 【認定新規就農者】 ⇒ <u>市町村</u> から青年等就農計画の認定を受けた者 ・青年 原則18歳以上45歳未満 ・知識・技能を有する者 65歳未満 ・これらの者が役員の過半を占める法人 | 青年等就農資金 | ① 農地等の改良・造成・保全 ② 農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得 ③ 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良・造成・取得 ④ 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 ⑤ 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払い等 |

| 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付金利 | 貸付主体 |
|---------------------|---------------|------|---------------|
| 3,700万円 特認1億円(注) | 17年(うち据置5年)以内 | 無利子 | 株式会社日本政策金融公庫等 |

【借入手続】(青年等就農資金)



【根拠規程】

- ・ 農業経営基盤強化促進法
- ・ 農業経営基盤強化促進法の基本要綱
- ・ 農業経営改善関係資金基本要綱
- ・ 青年等就農資金基本要綱
- ・ 特別融資制度推進会議設置要綱

【注意事項】

市町村への青年等就農計画の認定申請に際しては、県農業事務所の普及指導員、千葉県青年農業者等育成センター(公益社団法人千葉県園芸協会 電話：043-223-3008)の助言・指導を受けて、計画を検討してください。

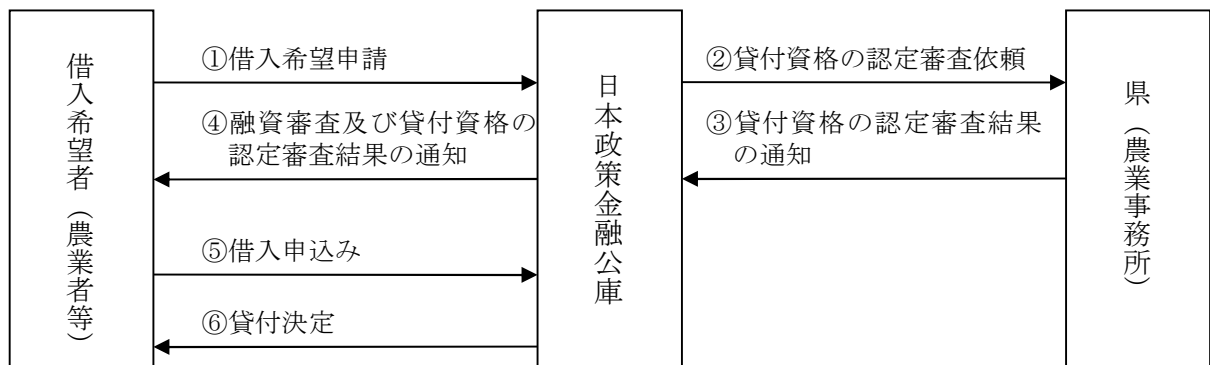
(注) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上であることなど一定の要件を満たした場合に対象となります。

農 業 改 良 資 金

「農業者のみなさんのチャレンジを無利子資金で応援します」

| 目 的 | 対 象 資 金 |
|---|--|
| <p>農業改良資金は、次の取組（農業改良措置）を支援します。</p> <p>① 新たな農業部門の経営を始める場合 (例：新たに飼料用米の栽培を開始)</p> <p>② 新たな加工の事業を始める場合 (例：酪農法人が、アイスクリーム加工を新規に開始)</p> <p>③ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式を導入する場合 (例：イチゴの栽培方法を土耕栽培から高設栽培へ転換)</p> <p>④ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式を導入する場合 (例：直売所を設置し、消費者への直接販売を開始)</p> <p style="text-align: right;">など</p> | <p>農業改良措置を導入する際に必要な資金です。</p> <p>① 施設の改良、造成又は取得</p> <p>② 永年性植物の植栽又は育成</p> <p>③ 家畜の購入又は育成</p> <p>④ 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備</p> <p>⑤ 農地又は採草放牧地について、農産物の生産の用に供するための賃借権その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一時支払</p> <p>⑥ 農機具・運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する対価の全額の一時支払</p> <p>⑦ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費</p> <p>⑧ 品種の転換</p> <p>⑨ 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得</p> <p>⑩ 営業権・商標権その他無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用</p> <p>⑪ 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）</p> |

【借入手続】



【根拠規定】

- ・ 農業改良資金融通法 ・ 農業改良資金制度運用基本要綱
- ・ 農業経営改善関係資金基本要綱 ・ 千葉県農業改良資金貸付資格認定要領

| 貸 付 対 象 者 | 貸 付 条 件 |
|---|--|
| <p>① エコファーマー（認定導入計画に従い、持続性の高い農業生産方式を導入する方）</p> <p>② 農林漁業バイオ燃料法に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等</p> <p>③ 農商工等連携促進法に規定する農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者、中小企業者等</p> <p>④ 米穀新用途利用促進法に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者、製造事業者等</p> <p>⑤ 六次産業化法に規定する総合化事業計画の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）</p> | <p>【貸付限度額】</p> <p>個人 5,000 万円 法人等 1 億 5,000 万円</p> <p>【償還期限】</p> <p>12 年（うち据置 3 年）以内</p> <p>※ 中山間地域等の条件不利地域等で事業を実施する場合及び左記③、⑤の方については、12 年（うち据置 5 年）以内</p> <p>【貸付金利】</p> <p>無利子</p> <p>【償還方法】</p> <p>毎年元金均等</p> |

【注意事項】

- ① 借入希望者は、所定の借入申込希望書、経営改善資金計画書、貸付資格の認定申請書を日本政策金融公庫に提出してください。
- ② 貸付資格（農業改良措置に関する計画）の審査及び認定は、県農業事務所が行い、融資審査及び貸付決定は、日本政策金融公庫が行います。
- ③ 詳しくは、P31 に記載されている相談窓口（日本政策金融公庫千葉支店）にお問合せください。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

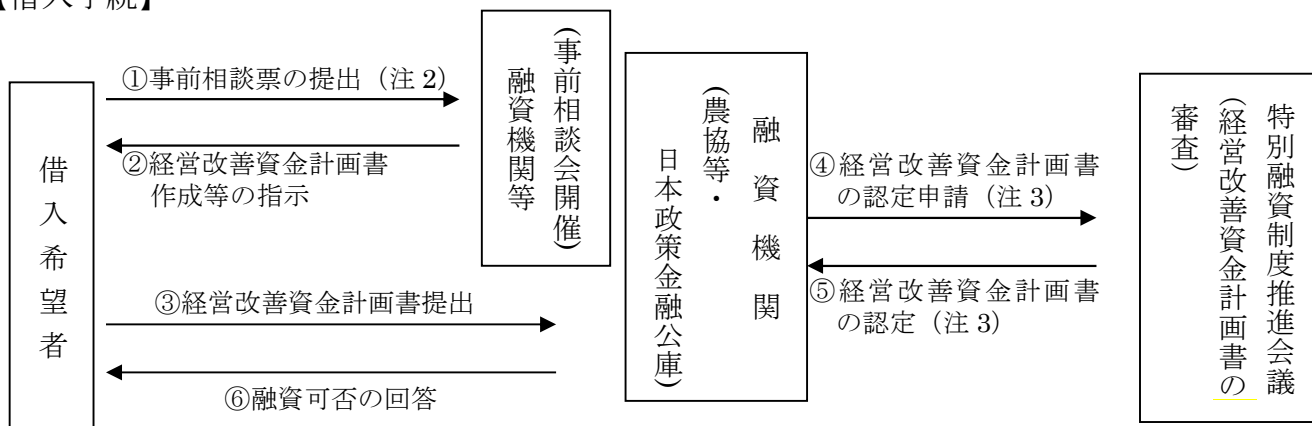
「認定農業者向け長期低利資金」

| 目 的 | 対 象 資 金 |
|--|--|
| <p>経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の経営改善計画等の認定を受けた農業者（認定農業者）に対して、計画に即した規模拡大、その他経営展開を図るのに必要な資金を長期低利で日本政策金融公庫から融資するものです。</p> | <p>農地、施設、機械などの取得に必要な設備資金はもとより、その他の農業経営の改善を図るのに必要な長期運転資金についても、規模拡大や作物転換などに伴う初期的経営費用（家畜の購入費、飼料費、人件費など）に限らず「農業経営改善計画」の達成に必要であれば幅広く利用できます。</p> <p style="text-align: center;">具体的な使途を例示すると次のとおりです。</p> <p>【設備資金】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地や採草放牧地の取得の費用 2 農地等の改良や造成などの費用 3 農業経営のための施設や機械等の取得などの費用 4 農産物の加工処理・流通販売のための施設、観光農業施設等の取得などの費用 <p>【設備資金以外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 ① 営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、商標権、地上権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金などの無形固定資産の取得の費用 <ol style="list-style-type: none"> ② 調査研究、開発費等の繰越資産の支払い費用 ③ 家畜の購入・育成費、果樹等の新改植費・育成費・農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料、規模の拡大や売上・販路の拡大、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用 ④ 法人成りに必要な登記費用、個人が法人に参加するための出資金など経営改善に必要となる長期の費用 ⑤ ①～④に例示された使途以外にも、次のような農業経営の改善に向けた取り組み（例示）を対象とすることによって農業経営改善計画の達成を支援しています。 <p style="margin-left: 2em;">なお、JA、銀行、信金などが融資する短期運転資金の農業経営改善促進資金（スーパーS資金）がありますが、同資金で対応可能な場合は、まず同資金の利用をご検討ください。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 農畜産物の著しい価格低下のため長期資金が必要となる場合（近い将来、価格の回復が見込まれるか、又は他の経営改善により「農業経営改善計画」の達成が見込まれる場合に限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 災害や事故のため長期資金が必要となる場合</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 販売先や仕入先との取引条件の変更のため長期資金が必要となる場合</p> 6 負債の整理（制度資金は除く。）、資本構成の是正、法人構成員の脱退に伴う持分の払い戻し、資材の購入先・生産物の販売先に対する出資金など経営の安定に必要な長期の費用（注1） |

（注1）

個人が、上記6の資本構成の是正、資材の購入先・生産物の販売先に対する出資に必要な資金を利用する場合は、青色申告を行っていることが前提。

【借入手続】



（注 2）

経営改善資金計画書を作成する前に、「事前相談票」と過去3年分の確定申告書を提出していただき、事前相談会を開催します（クイック融資※の場合は事前相談会を省略します）。事前相談票の提出は、融資機関のほかに農業事務所、市町村のいずれかに提出することもできます。また、事前相談会は必ず開催しなければならないものではありません。開催の有無につきましては各市町村担当にご確認ください。

※クイック融資…1回の貸付額が500万円以下の場合に限り、決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答。

（注 3）

一定の範囲内の資金の計画認定事務を融資機関に委任した市町村における当該認定審査の事務は、市町村から委任を受けた融資機関が行います。

【根拠規程】

- ・ 農業経営改善関係資金基本要綱
- ・ 農業経営基盤強化資金実施要綱

| 貸付対象者 | 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付金利 | 融資機関 |
|--|--|------------------------|---|---|
| 認定農業者 (農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画、果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者)で「経営改善資金計画」を作成した者 | 個人…3億円 特認6億円(注4) 法人…10億円(注5) 対象資金6については、上記の額の5分の1以内 | 25年以内 (うち据置期間10年以内) | 0.16～0.30% (令和3年5月19日現在) ※実質無利子化の特例あり(注6) | 日本政策金融公庫 農協等 銀行 信用金庫 信用組合 |

(注4)

次のいずれかに該当する場合に限りです。

- ①経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- ②主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数となる農業経営改善計画を有する経営体
- ③当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

(注5)

民間金融機関から資金調達が行われる場合(経営改善資金計画書において確認できる場合等)の限度額は、次のいずれか低い方となります。

- ①経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額
- ②20億円(設備資金の場合は30億円)

(注6)

令和3年度の無利子化対象

| | |
|--------------|---|
| 利子助成の対象者 | (1) 一般 ①「実質化された人・農地プラン(注7)」に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者 ②農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者 ※ただし、次の資金は対象外 ・国の補助金(交付金を含む。)の交付決定を受けた事業の残額融資(ただし、経営体育成支援事業(融資主体型補助)は対象) ・いわゆる「安定化長期資金」(負債の整理など) (2) TPP対策特例の金利負担軽減措置 認定農業者のうち、「実質化された人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた者で、新たに取り組む攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を作成した者 ※1 TPP関連対策の補助事業を含め、国の補助金(交付金を含む。)の交付決定を受けた事業の補助残融資も対象となります。 ※2 ただし、「安定化長期資金」(負債の整理など)は対象外となります。 |
| 利子助成を受けられる期間 | 貸付当初5年間 |
| 利子助成の対象限度額 | 貸付限度額まで |
| 金利負担軽減措置実施期間 | 令和4年3月31日までに貸付決定されたもの |

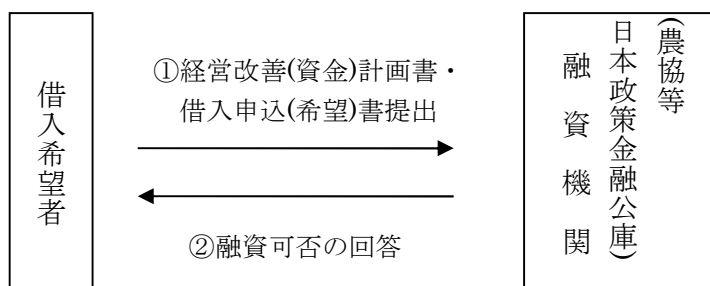
(注7) 市町村が公表した人・農地プランの実質化に向けた工程表を含む。

経営体育成強化資金

「担い手農業者の経営改善のために」

| 目 的 | 対 象 資 金 |
|--|--|
| <p>農業経営の意欲と能力をもって農業を営む方に対し、農業経営の改善を図るために必要な資金（前向き資金）や経営環境の変化等により農業経営の維持安定が困難な方に対して、既往借入金等の償還負担の軽減に必要な資金（負担軽減資金）を日本政策金融公庫が融資するものです。</p> | <p>【経営改善資金】 経営改善資金計画等に基づいて行うのに必要な次に掲げる資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地又は牧野の改良又は造成 2 農業経営の改善のためにする農地等又は採草放牧地の取得 3 農地等について、農産物の生産の用に供するための賃貸借その他の所有権以外の使用および収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金支払い又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一時払い 4 農機具、運搬用機具その他の農業経営改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い（集落営農組織以外のもは、農機具、運搬用機具に限る。） 5 農業者が構成員として法人に参加するための出資金等（集落営農組織が法人化するときに当該法人の構成員として法人に参加するのに必要な資金に限る。） 6 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（集落営農組織及び農業参入法人に限る。） 7 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 8 果樹の新植、改植又は育成 9 オリーブ、茶、多年生草木、桑又は花木の新植、改植又は育成に必要な資金 10 家畜の購入又は育成に必要な資金 <p>【負担軽減資金】 経営改善計画に基づいて行う事業であって、次に掲げる資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 次に掲げる資金（注1）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金（以下、「再建整備資金」という。） <ol style="list-style-type: none"> ① 共同相続人のうち遺産に属する農地、施設その他の農業に活用される資源（以下「農業経営資源」という。）についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金 ② 農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金 ③ 疾病、負傷又は災害により必要な資金 ④ 農具、肥料、飼料、家畜その他の農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金 ⑤ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 12 次に掲げる制度資金等負債の円滑な支払に必要な資金（以下、「償還円滑化資金」という。）（注2） <ol style="list-style-type: none"> ① 農業近代化資金、経営資金、その他国が利子補給又は利子助成を行う資金 ② 農業改良資金又は青年等就農資金及び旧就農支援資金 ③ 日本政策金融公庫が融通する資金 ④ 土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等 <p>（注1）12に掲げる資金、地方公共団体が利子補給もしくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。 （注2）令和3年3月31日までに策定された経営改善計画に限る</p> |

【借入手続】



※計画の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関のほか、農業事務所、市町村に相談することができます。

【根拠規程】

- ・ 農業経営改善関係資金基本要綱、農業負債整理関係資金基本要綱
- ・ 経営体育成強化資金実施要綱

貸 付 対 象 者

【経営改善資金】

- 1 農業を営む者であって、次の①から④に掲げる要件のすべてを満たすもの。(以下「主業農業者」という。)

なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、①から④に加え⑤及び⑥の要件のすべてを満たすもの。

 - ① 農業所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあつては、1,000 万円以上）であること。
 - ② 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者である構成員）がいること。
 - ③ 個人の農業者であつて、60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - ④ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確實と見込まれる場合を含む。）
 - ⑤ 次のいずれかに該当すること
 - ・ 地域農業の維持振興に大きな役割を果たしている事業であること。
 - ・ 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の活力維持に資する事業であること。
 - ・ 先進性、新規性又は技術力の高い事業等で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。
 - ⑥ 適切な再生計画又は再建計画が策定され、関係者による支援体制が構築されており、民間金融機関の金融支援が得られる者であること。
- 2 認定新規就農者（青年等就農計画の認定を受けた者又は旧就農促進法第 4 条第 1 項に規定する就農計画の認定を受けた者）
- 3 農業を営む法人（経営開始後決算を 2 期終えていないものに限る。）であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの（経営改善資金計画に基づくものに限る。以下「農業参入法人」という。）
 - ① 原則として 5 年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること。
 - ② 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。
- 4 1 に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者

ただし、家族経営協定において次の事項が明確となっているものに限る。

 - ① 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
 - ② 主宰権のある経営部門について当該者に経営の危険負担及び収益の処分権があること。

5 集落営農組織

次に掲げる要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者

- ① 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること
- ② 一元的に経理を行っていること
- ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること
- ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
- ⑤ 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しない。

- ⑥ 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。

6 5に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者（法人への出資金を借りる場合に限る）

7 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも1から6までに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。）

【負担軽減資金】

上記1、2、4（注3）及び7（いずれも1、2、3に掲げる者のいずれかに転貸する場合に限る。）

（注3）

1、2、4の者が負債の償還負担を軽減するための資金を借入れる場合は、次の要件に適合するものに限る。

- ① 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。
- ② 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

貸付条件等

【貸付利率】

0.3%（令和3年5月19日現在）

【貸付限度額】

次の①から③の合計額。

ただし、個人及び農業参入法人は1億5千万円、法人及び集落営農組織は5億円の範囲以内。

- ① 対象資金1から10の事業

負担する額の80%

認定就農計画及び旧認定就農計画に基づいて行う、対象資金2の事業については1,000万円

- ② 再建整備資金

個人…1,000万円（特認：1,750万円 特定：2,500万円）（注4）

法人…4,000万円

- ③ 償還円滑化資金

経営改善期間中の5年間（（注5）の場合10年間）において支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額（注6）

【償還期間】

25 年以内（うち据置期間 3 年以内。ただし対象資金 8 については 10 年以内。また、認定新規就農者が行う対象資金 2 については 5 年以内）

【融資機関】

日本政策金融公庫、農協等、銀行、信用金庫、信用組合

（注 4）特認の要件：農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等、必要があると認められる場合

特定の要件：農業経営又は農業所得の規模等からみて、特に必要があると認められる場合

（注 5）債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合

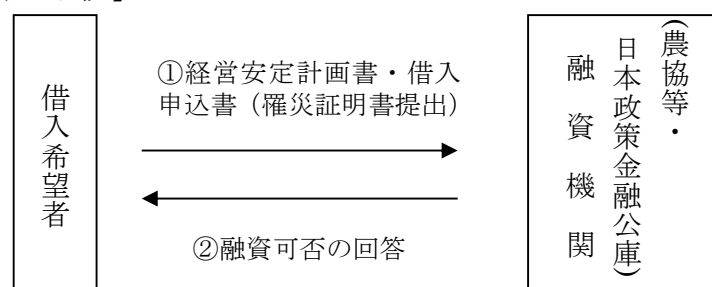
（注 6）この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができる。

農林漁業セーフティネット資金

「担い手農業者の経営維持安定のために」

| 目 的 | 貸 付 対 象 者 |
|---|---|
| <p>意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通します。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 認定農業者 2 農業者であって、農業に係る所得が総所得（法人（株式会社、持分会社、農事組合法人に限る）にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの、又は、粗収益が 200 万円以上（法人は 1,000 万円以上）であるもの。 3 認定新規就農者、又はそれ以外の新たに農業経営を開始したものであつて経営開始後 3 年以内のもの。 4 2 に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。 ただし、家族経営協定において次の事項が明確になっていること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 経営のうち一部の部門について主宰権があること。 ② 主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。 5 次の要件を全て満たす法人格を有しない任意団体であつて農業を営むもの。 <ol style="list-style-type: none"> ① 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。 ② 一元的に経理を行っていること。 ③ 原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること（水田及び畑作に係る経営を除く）。 ⑤ 主たる従事者が目標所得を定めていること。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。</p> |

【借入手続】



※計画の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関のほか、農業事務所、市町村に相談することができます。

【根拠規程】

- ・農林漁業セーフティネット資金実施要綱

| 対 象 資 金 | 貸 付 条 件 等 |
|--|--|
| <p>経営安定計画に基づいて農業経営の安定を図るのに必要な資金</p> <p>1 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るが、火災等通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。)</p> <p>2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金(農林漁業者の責めに帰することが出来ない事由によるものに限る。)</p> <p>3 社会的又は経済的環境の変化等農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金</p> <p>① 最近の決算期における粗収益が前期に比し 10%以上減少していること、又は、最近 3 か月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。</p> <p>② 最近の決算期における所得率(法人は経常利益率)又は純利益額が前期に比し悪化していること。</p> <p>③ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。</p> <p>④ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2 期合計で赤字であること。</p> <p>⑤ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が 20 年以上であること。</p> <p>⑥ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。</p> <p>⑦ 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農産物価格の低下又は種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、飼料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること、又は、来すおそれがあること。</p> | <p>【貸付利率】 0.16%～0.17%(令和 3 年 5 月 19 日現在)</p> <p>【貸付限度額】 600 万円 ただし、簿記記帳を行っているものに限る。経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 12 分の 6 に相当する額、又は、粗収益の 12 分の 6 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。</p> <p>【償還期限】 10 年以内(うち据置期間 3 年以内)</p> <p>【融資機関】 日本政策金融公庫、農協等、銀行、信用金庫、信用組合</p> |

- | | |
|--|--|
| <p>⑧ 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農業生産に支障を来していること、又は、来すおそれがあること。</p> <p>⑨ 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農業生産に支障を来していること、又は、来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限る）。</p> <p>⑩ 農産物の販売先、資材等の仕入れ先等の関連する取引先の倒産によって、農産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること、又は、来すおそれがあること(ただし一定の要件を満たす場合に限る)。</p> | |
|--|--|

その他の日本政策金融公庫資金

一般の融資機関から借り入れることが困難な長期で低利な資金を農業生産力の維持増進を図るために公庫から融資し、農家の経営改善あるいは共同利用施設等に役立てていただく資金です。

| 資金名 | 資金の使い途 | 貸付対象者 | 貸付利率 (%) (注1) | 償還期限 (据置期間) | 貸付限度額 |
|--------------------------------|---|---|--|----------------------|--|
| 農業基盤整備 資金 | かんがい排水、ほ場整備、 農道整備など農地の造 成・改良、農業集落排水 施設、農業集落道等の新 設・改良 牧野の造成・改良 災害の復旧 | ・土地改良区 ・農協、同連合会 ・農業者 ・5割法人・団体 (農村環境基盤施 設及び集落環境 基盤施設に限る。) ・農業振興法人 | 補助 県営 0.45 団体営 0.30 非補助 0.30 災害復旧 0.16～0.30 | 25年以内 (10年以内) | 地元負担額 |
| 担い手育成 農地集積資金 | かんがい排水、ほ場整備、 農道整備など農地の造 成・改良、農業集落排水 施設、農業集落道等の新 設・改良 牧道等牧野の保全又は利 用上必要な施設 牧野の造成・改良又は保 全 ※経営体育成促進事業と して採択されたものが対 象 | ・土地改良区 ・農協、同連合会 ・農業者 | 無利子 | | ①、②のいずれか 低い額 ①当該年度の貸付 対象事業費の 10% ②当該年度に負担 する額の6分の5 |
| 農林漁業施設 資金 (共同利用施 設) | 農産物の生産・流通・加 工又は販売に必要な共同 利用施設及びその他共同 利用施設の改良・造成・ 復旧又は取得 | ・土地改良区、土地 改良区連合 ・農協、同連合会 ・農業共済組合、 同連合会 ・5割法人・団体 ・農業振興法人 | 一般 0.30～0.95 災害 0.16～0.30 | 20年以内 (3年以内) | 負担額の80% |
| 農林漁業施設 資金 (主務大臣指 定施設) | 農舎、畜舎、農作物育成 管理用施設、農機具等の 改良・造成又は取得・災 害復旧 | 資金種類によって 異なる。 | 資金種類に よって異な る。 | 資金種類に よって異な る。 | 補助 負担額の80% 非補助 資金種類によって 異なる |

※日本政策金融公庫資金の詳細については、日本政策金融公庫千葉支店（農林水産事業）へ
お問い合わせください。電話：043-238-8501

なお、公庫資金の申込みについては、農協等でも取扱っております。

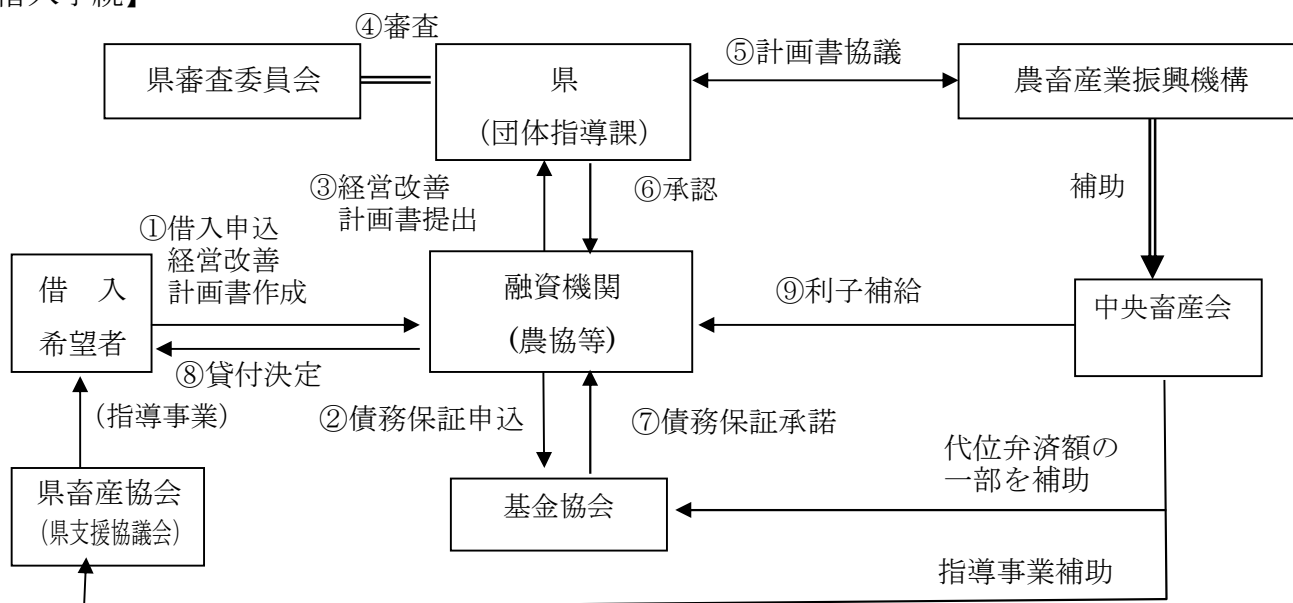
(注1) 令和3年5月19日現在。金利情勢に応じて変動。

畜産特別資金

「畜産経営の維持・安定のために」

| 目的 | 借換対象資金 | 対象資金 | 償還期限 |
|--|------------------------------|--|--|
| 負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図ります。 | 大家畜・養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難であるもの | 大家畜・養豚特別支援資金 (H30～R4年度貸付) | |
| | | ア 経営改善資金 【一般・特認】 毎年の約定償還金の借換えを行うのに要する資金(ローリング方式) 【残高借換】 事業最終年度に限り必要な限度において残高借換えを行うのに要する資金 | ①大家畜 【一般】 15年以内 (うち据置3年) 【特認・残高借換】 25年以内 (うち据置5年) ②養豚 【一般】 7年以内 (うち据置3年) 【特認・残高借換】 15年以内 (うち据置5年) |
| | | イ 経営継承資金 後継者への円滑な経営継承を図るために必要な限度において、残高借換えを行うのに要する資金 | ①大家畜 25年以内 (うち据置5年) ②養豚 15年以内 (うち据置5年) |

【借入手続】



【根拠規程】

- ・ 畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1

| 貸付対象者 | 貸付限度額 | 貸付金利 | 貸付主体 |
|---|---------------------|--------------|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の種類ごとに飼養頭数規模の要件があります。 ・ 経営改善計画を作成し、県の承認を受けること。 | 経営改善計画に定める 借入計画額 | 0.30% (注) | 農協等融資機関 |

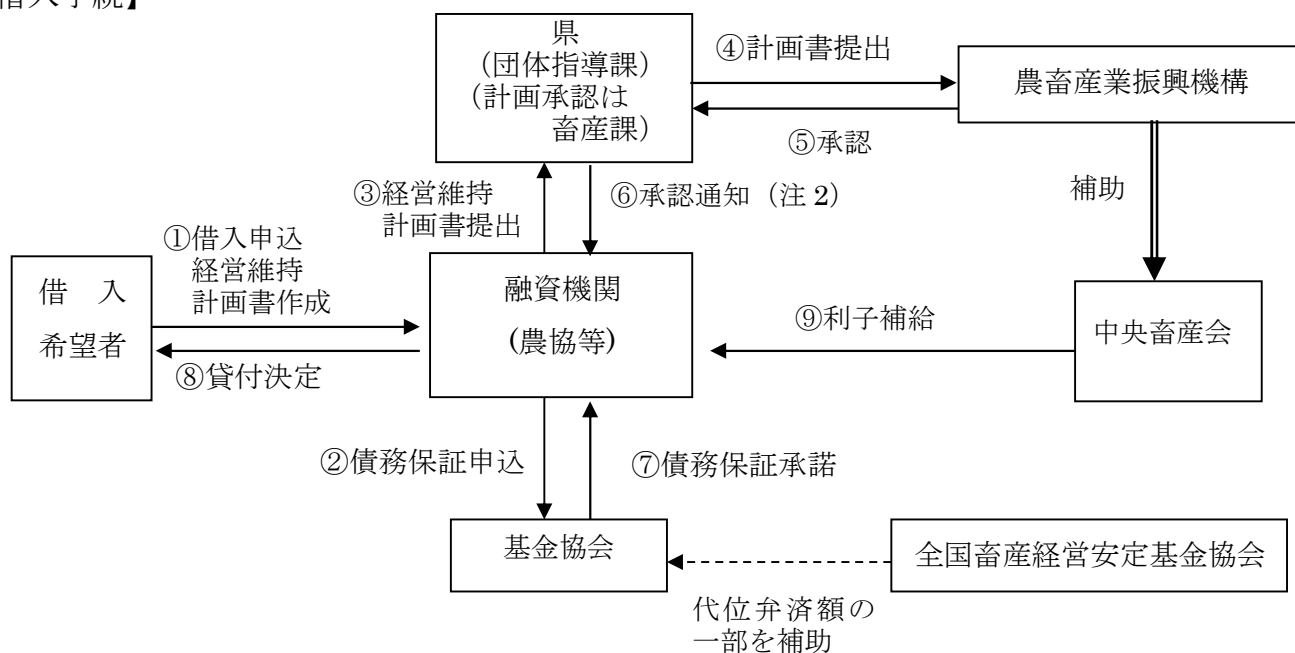
(注) 令和3年5月19日現在。実際の貸付利率は貸付日の利率となります。貸付日は、原則として年2回(5月・11月の各末日)です。
 なお、畜産情勢等を勘案し、上記以外に追加貸付けが実施される場合があります。

家畜疾病経営維持資金

「家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた方に」

| 目 的 | 資金種類 | 対象家畜伝染病 | 対象農家 | 対象資金 |
|--|---------|---|--|--|
| 口蹄疫等の家畜伝染病の発生により深刻な影響を受けた畜産経営対し、経営再開等に必要な低利資金を融通します。 | ①経営再開資金 | <ul style="list-style-type: none"> ・牛疫 ・牛肺疫 ・口蹄疫 ・TSE ・CSF ・ASF ・高病原性鳥インフルエンザ ・低病原性鳥インフルエンザ | 対象家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の確認された農家 | 畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費に充てるための資金 ①飼肥料費 ②家畜の購入費 ③器具及び消耗品費等購入費 ④雇用労働費 ⑤その他必要な経費 |
| | ②経営継続資金 | | 対象家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の確認に伴い移動制限、搬出制限が行われた区域（移動自粛を含む）の農家 | |
| | ③経営維持資金 | | 対象家畜伝染病の発生に伴い、風評被害等で経済的影響を受けた農家 | |

【借入手続】



【根拠規程】

・畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 2

| 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付利率（注 1） | 貸付主体 |
|--|-----------------|-----------|---------|
| 個人：2,000 万円 法人：8,000 万円 | 7 年（うち据置 3 年）以内 | 0.80% | 農協等融資機関 |
| （1 頭当たり、100 羽当たり） 乳用牛 13 万円、肥育牛 13 万円、繁殖用雌牛 65 千円、肥育豚 13 千円、繁殖豚 26 千円、家きん 52 千円、繁殖用めん羊及び山羊 13 千円等 | 7 年（うち据置 3 年）以内 | 0.80% | |
| | 7 年（うち据置 3 年）以内 | 0.80% | |

（注 1）令和 3 年 5 月 19 日現在。金利情勢に応じて変動。

①経営再開資金・②経営継続資金の貸付利率は基準金利×1/2

③経営維持資金の貸付利率は基準金利－1.25%

ただし、基準金利が 2.5%を下回る場合は、経営再開資金及び
経営継続資金と同率で、基準金利×1/2
（この場合、自助努力分は、基準金利×1/2×1.01/1.25）

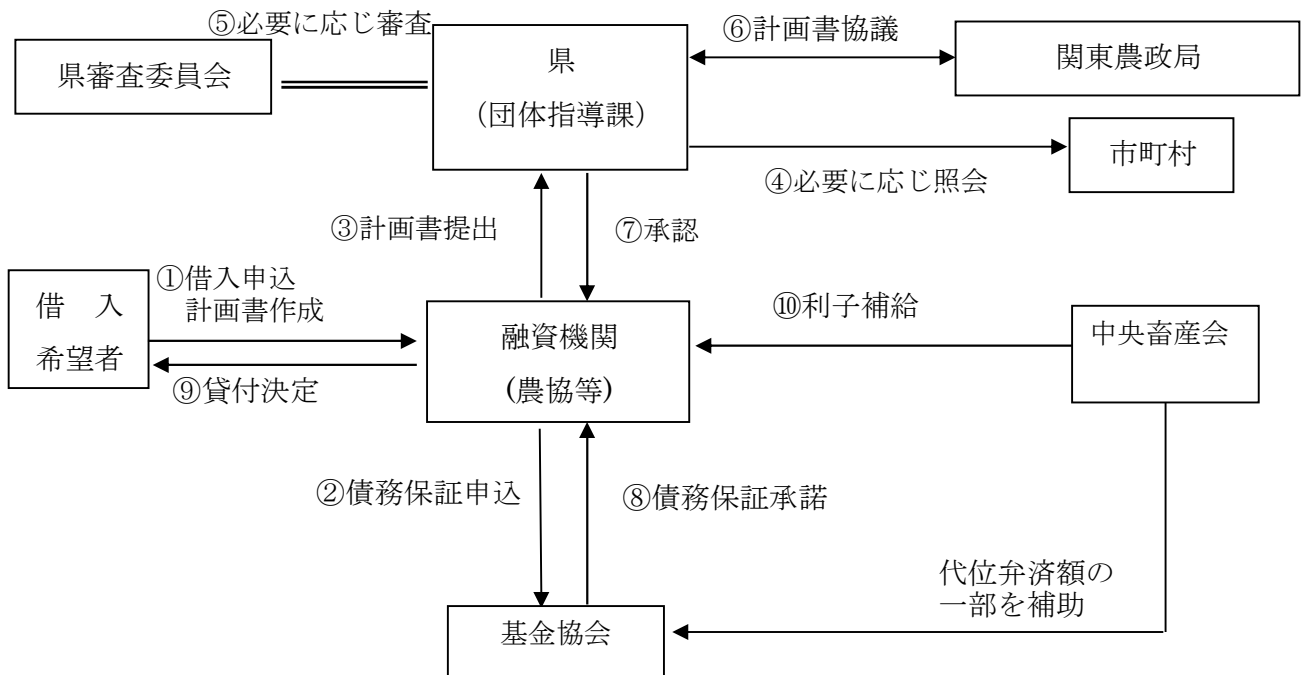
（注 2）借入額が個人 2,000 万円、法人 8000 万円以下の場合の経営維持計画書は、県が承認する。

畜産経営体質強化資金対策事業

「新しい経営展開を図る畜産農家の方へ」

| 資金名 | 目的 | 貸付対象者 | 借換対象資金 |
|--------------|--|---|--|
| 畜産経営体質強化支援資金 | 既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の借換資金を融通することにより、自らの経営の収益力を向上させていこうとする意欲ある経営体の取り組みを資金面から支援します。 | ① 畜産クラスター計画における中心的経営体 ② 認定農業者 (ただし、①になることができない合理的な事由がある場合に限る。) ※対象経営は、酪農、肉用牛又は養豚経営 | 酪農、肉用牛または養豚経営に必要な資金 →「負債整理資金」に当たる畜産特別資金、畜産経営維持緊急支援資金、農業経営負担軽減支援資金等は借換対象外 ※畜産特別資金を活用した経営体においても、経営再建が図られた結果、新しい経営展開を図ることが可能な場合には、畜産特別資金等による借入を除いた通常の負債部分のみ借換可能 |

【借入手続】



【根拠規程】

- ・ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領別紙 8
- ・ 畜産経営体質強化資金対策事業実施要領

| 貸付限度額 | 償還期限 | 貸付利率 | 貸付主体 |
|-------------|---|---------------------------------|---------|
| 借換対象資金の借入残高 | ①酪農及び肉用牛 25年以内 (うち据置5年以内) ②養豚 15年以内 (うち据置5年以内) | 0.35%以内(注) (貸付当初5年間は 無利子) | 農協等融資機関 |

(注) 令和3年5月19日現在。また、貸付日は、原則として年4回(5月・8月・11月・2月の各末日)です。

※本事業は畜産経営体質強化支援資金のほか、意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成に必要な資金の借入れに係る農業信用基金協会による債務保証の保証料を免除する「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」が措置されています。

| |
|---------|
| 相 談 窓 口 |
|---------|

○制度全般について

| 【県 庁】 | |
|------------------------------------|-------------------------|
| 農林水産部団体指導課 | 0 4 3 (2 2 3) 3 0 7 4 |
| 千葉農業事務所企画振興課 | 0 4 3 (3 0 0) 1 9 8 5 |
| 東葛飾農業事務所企画振興課 | 0 4 (7 1 4 3) 4 1 2 2 |
| 印旛農業事務所企画振興課 | 0 4 3 (4 8 3) 1 1 2 9 |
| 香取農業事務所企画振興課 | 0 4 7 8 (5 2) 9 1 9 2 |
| 海匝農業事務所企画振興課 | 0 4 7 9 (6 2) 0 1 5 6 |
| 山武農業事務所企画振興課 | 0 4 7 5 (5 4) 1 1 2 2 |
| 長生農業事務所企画振興課 | 0 4 7 5 (2 2) 1 7 5 1 |
| 夷隅農業事務所企画振興課 | 0 4 7 0 (8 2) 4 9 5 6 |
| 安房農業事務所企画振興課 | 0 4 7 0 (2 2) 7 1 3 1 |
| 君津農業事務所企画振興課 | 0 4 3 8 (2 5) 0 1 0 7 |
| 【融資機関】 | |
| 農林中央金庫千葉支店営業第一班 | 0 4 3 (2 0 2) 5 4 2 6 |
| お近くの信用事業を実施している農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合 | |

○技術相談について

| | |
|---------------|-------------------------|
| 千葉農業事務所改良普及課 | 0 4 3 (3 0 0) 0 9 5 0 |
| 東葛飾農業事務所改良普及課 | 0 4 (7 1 6 2) 6 1 5 1 |
| 印旛農業事務所改良普及課 | 0 4 3 (4 8 3) 1 1 2 4 |
| 香取農業事務所改良普及課 | 0 4 7 8 (5 2) 9 1 9 5 |
| 海匝農業事務所改良普及課 | 0 4 7 9 (6 2) 0 3 3 4 |
| 山武農業事務所改良普及課 | 0 4 7 5 (5 4) 0 2 2 6 |
| 長生農業事務所改良普及課 | 0 4 7 5 (2 2) 1 7 7 1 |
| 夷隅農業事務所改良普及課 | 0 4 7 0 (8 2) 2 2 1 3 |
| 安房農業事務所改良普及課 | 0 4 7 0 (2 2) 8 1 3 2 |
| 君津農業事務所改良普及課 | 0 4 3 8 (2 3) 0 2 9 9 |

○日本政策金融公庫資金について

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 | 0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5 |
| 千 葉 支 店 | 0 4 3 - 2 3 8 - 8 5 0 1 |

○債務保証について

| | |
|----------------|-------------------------|
| 千葉県農業信用基金協会審査課 | 0 4 3 (2 4 5) 7 4 7 0 |
|----------------|-------------------------|

林業制度金融

林業制度金融とは

林業や木材産業に携わる皆さんが、林業経営の改善や木材の生産及び流通の合理化等に必要な資金を、無利子や低利で利用できるように、県や日本政策金融公庫が直接融資したり、国や県が貸付原資の一部を預託して融資機関が貸付ける制度です。

主な資金は、林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金、農林漁業セーフティネット資金等があり、資金の用途は以下のとおりです。

| 使 途 | | 資 金 | | 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | | | | | |
|-------|----------------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|-----------------|------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| | | 林業・木材産業改善資金 P33 | 木材産業等高度化推進資金 P35 | 農林漁業セーフティネット資金 P38 | 林業基盤整備資金 P39 | 森林整備活性化資金 P39 | 林業構造改善事業推進資金 P39 | 林業経営育成資金 P39 | 農林漁業施設資金 P39 |
| 森林・素材 | 森林又は立木の取得 | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | 素材・木材製品の購入 | | ○ | | | | | | |
| | 造林・間伐などの森林整備 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| 機械・施設 | 作業道の整備 | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| | 林業機械の購入 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 樹苗養成施設の設置 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | 林産物の処理・加工・流通 ・販売施設の設置 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | 特用林産物の処理・加工・ 流通・販売施設の設置 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | バイオマス利活用施設の設置 | ○ | | | | | | | |
| 技術・経営 | 施業集約化 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 新技術・新商品の開発 | ○ | | | | | | | |
| 運転資金 | | | | ○ | | | | | |

※各資金の具体的な内容や、最新情報については、P.40に記載されている相談窓口にお問い合わせください。

また、団体指導課のホームページでも、随時、最新情報を掲載しております。

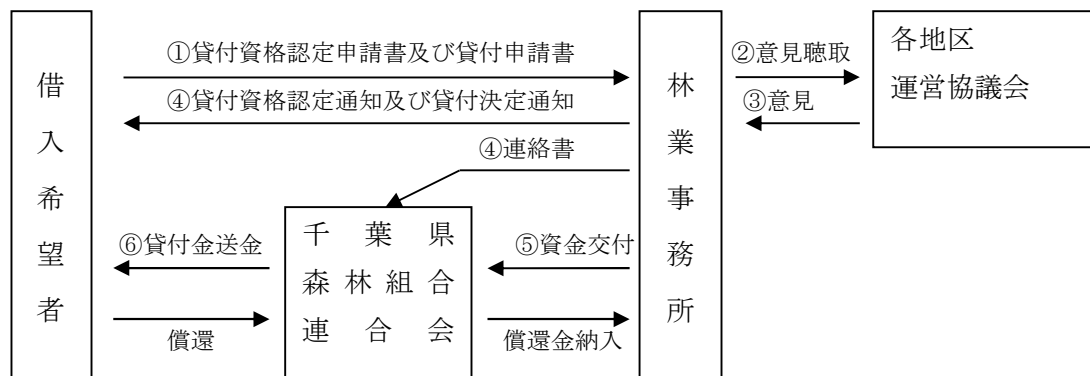
<http://www.pref.chiba.lg.jp/dantai/kinyuu/rinngyou-kinyuu/index.html>

林業・木材産業改善資金

「林業と木材産業向け無利子資金」

| 目 的 | 対 象 資 金 |
|--|--|
| <p>林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善等を目的として、新たな林業・木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設・福利厚生施設の導入を支援するため、国と県との財政資金を原資として無利子で資金を貸付けるものです。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 2 造林に必要な資金 3 立木の取得に必要な資金 4 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金 5 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 6 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金 7 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金 8 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 9 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金 10 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金 11 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 12 第四号から前号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金 |

【借入手続】



【根拠規程】

- ・ 林業・木材産業改善資金助成法 ・ 同施行令 ・ 同施行規則
- ・ 千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則 ・ 同取扱要領

| 貸付対象者 | 貸付条件等 | | | | | | | | | | |
|---|--|------|-----------------|---------|------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者 ・木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。） ・林業事業者及び木材産業に属する事業を営む者の組織する団体（法人格のない団体にあつては、別に定める要件あり） ・林業を行う法人（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。） ・農商工等連携促進法の認定を受けた中小企業者 ・六次産業化法の認定を受けた促進事業者 | <p>【限度額】 個人：1,500万円、会社：3,000万円、団体：5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合には、それぞれ1億円）</p> <p>【償還期限】 10年以内（うち据置期間3年以内） なお、山村振興法、林業経営基盤強化法、林業労働力確保法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、公共建築物等木材利用促進法、六次産業化法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の適用を受けた事業のための貸付には、償還期間等を延長する特例があります。</p> <p>【貸付時期】 年3回（7・11・2月）貸付決定を実施。 申請書の提出期限は貸付決定の前月末</p> <p>【償還方法】 年1回元金均等償還。</p> <p>【金利】 無利子（延滞した場合は、12.25%の違約金が掛かります。）</p> <p>【担保及び連帯保証人】 借入れには、金額に応じた担保及び連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人については、弁済の資力等を確認するため、資産・負債の状況や年齢制限などの附帯条件を別に定めておりますので、事前にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="437 1429 1428 1756"> <thead> <tr> <th>貸付金額</th> <th>必要な担保及び連帯保証人の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600万円以下</td> <td>保証人2名以上。300万円以下の場合は保証人1名とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>600万円を超え 1,500万円以下</td> <td>保証人3名以上。 保証人1名と担保とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>1,500万円を超え 5,000万円以下</td> <td>保証人4名以上。 保証人2名と担保とすることができる。</td> </tr> <tr> <td>5,000万円を超える場合</td> <td>保証人3名と担保。</td> </tr> </tbody> </table> | 貸付金額 | 必要な担保及び連帯保証人の条件 | 600万円以下 | 保証人2名以上。300万円以下の場合は保証人1名とすることができる。 | 600万円を超え 1,500万円以下 | 保証人3名以上。 保証人1名と担保とすることができる。 | 1,500万円を超え 5,000万円以下 | 保証人4名以上。 保証人2名と担保とすることができる。 | 5,000万円を超える場合 | 保証人3名と担保。 |
| 貸付金額 | 必要な担保及び連帯保証人の条件 | | | | | | | | | | |
| 600万円以下 | 保証人2名以上。300万円以下の場合は保証人1名とすることができる。 | | | | | | | | | | |
| 600万円を超え 1,500万円以下 | 保証人3名以上。 保証人1名と担保とすることができる。 | | | | | | | | | | |
| 1,500万円を超え 5,000万円以下 | 保証人4名以上。 保証人2名と担保とすることができる。 | | | | | | | | | | |
| 5,000万円を超える場合 | 保証人3名と担保。 | | | | | | | | | | |

木材産業等高度化推進資金

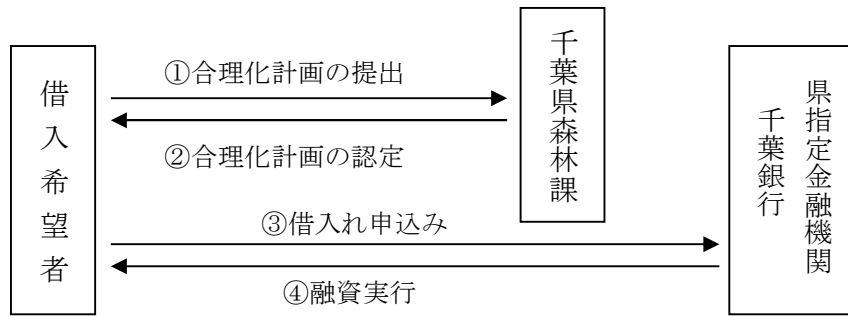
「林業・木材関連産業の活性化を促進」

| 目 的 | 対 象 資 金 |
|--|---|
| 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材の供給の円滑化を図るため、千葉県内の木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化の推進に必要な資金を低利で融通し、木材に係る関連産業の健全な発展に資することを目的としています。 | <p>事業経営改善合理化資金</p> <p>①素材生産等促進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産に必要な資金（立木購入代金、作業費用、作業委託費など） ・素材・木材生産の引取りに必要な資金（素材や製材等の購入代金、輸送費） ・素材等の加工に必要な資金（作業労賃、電力費、燃料費など） <p>②新規需要創出資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材・木材製品の引取りに必要な資金（素材や製材等の購入代金、輸送費） ・素材等の加工に必要な資金（作業労賃、電力費、燃料費など） |
| | <p>木材高度加工資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の加工に必要な資金（作業労賃、電力費、燃料費など） ・素材（JAS 無垢材の原材料のみ）の購入に必要な資金（購入代金、輸送費） ・これらの資金を利用する者への原材料の供給に必要な資金 ★1（立木購入代金、輸送費、作業労賃、電力費、燃料費など） |
| | <p>林業経営改善資金</p> <p>①林業経営高度化推進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林に必要な資金（作業労賃、苗木代、燃料費、機械や施設の使用料、作業委託費） ・素材生産の請負事業費（請負契約に基づく前渡金、中間払い金、契約を行うのに必要な作業労賃） <p>②伐採・造林一貫作業推進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産に必要な資金（立木購入代金、作業現場から最終土場までの作業費用） ・造林に必要な資金（作業労賃、苗木代、燃料費、機械や施設の使用料、作業委託費） |
| | <p>木材安定供給資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産を行うのに必要な資金 ★2（施業集約化費用、立木購入代金、素材生産実施費用など） ・素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 ★3（素材購入代金、作業労賃、電力費など） ・素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ★4（購入代金、作業委託費など） ・素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 ★5（作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用） ・木材製品利用事業を行うのに必要な資金 ★6（購入代金、輸送費、作業労賃など） |

| | 貸付対象者 | 貸付条件等 |
|-------------|---|--|
| 事業経営改善合理化資金 | ①合理化計画（事業経営改善計画）の認定を受けた事業体 森林所有者 ^{※1} 、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者 ^{※2} 、これらの者が組織する団体 | 【限度額】 1億円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 1.3%（年間取扱木材量が10,000 m ³ 以下の事業体については例外あり） |
| | ②合理化計画（事業経営改善計画）の認定を受けた事業体 木材の新規需要の創出が見込まれる木材製品を生産する木材製造業者、この者が組織する団体 | 【限度額】 1億円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 1.3% |
| 木材高度加工資金 | 合理化計画（構造改善計画）の認定を受けた事業体 集成材製造施設等の特定の施設・設備を導入している木材製造業者、合併等により新たに設立された事業体、木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者 ^{※3} 、これらの者と協定等を締結し、原材料を供給する者 ^{※4} | 【限度額】 1億円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 1.3% |
| 林業経営改善資金 | ①林業経営改善計画の認定を受けた事業体 林業を営む者 ^{※5} 、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体 ^{※6} 、知事が認定した中核組合 ^{※6} | 【限度額】 5千万円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 1.6% |
| | ②林業経営改善計画の認定を受けた事業体 森林所有者、素材生産業者、素材生産者の組織する団体 | 【限度額】 1億円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 選定経営体 1.3% 上記以外 1.5% |
| 木材安定供給資金 | 木材安定供給確保事業計画の認定を受けた事業体 森林所有者 ^{※7} 、木材利用事業者 ^{※8} 、木材卸売業を営む者 ^{※9} 、木材市場を開設する者又はその組織する団体 ^{※9} 、木材の輸送を業として行う者 ^{※10} 、木材製品利用事業者 ^{※11} | 【限度額】 3億円以内 【償還期限】 1年以内 【金利】 1.3% |

- ※1 「素材生産に必要な資金」のみ
 ※2 「素材・木材生産の引取りに必要な資金」のみ
 ※3 「木材の加工に必要な資金及び素材の購入に必要な資金」のみ
 ※4 ★1のみ
 ※5 「造林に必要な資金」のみ
 ※6 「素材生産の請負事業費」のみ
 ※7 ★2・★4のみ
 ※8 ★3・★4のみ
 ※9 ★4のみ
 ※10 ★4・★5のみ
 ※11 ★4・★6のみ

【借入手続】



【根拠規程】

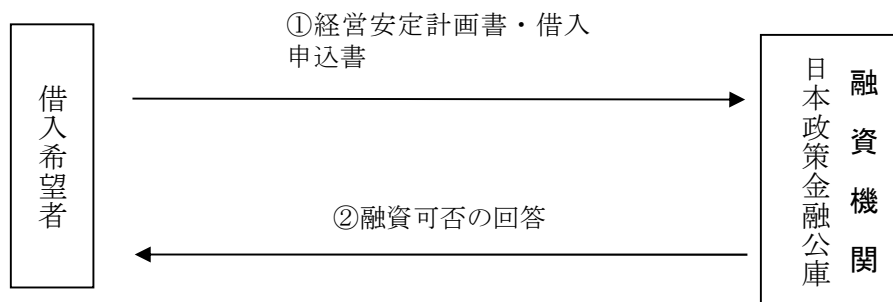
- ・ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- ・ 千葉県木材産業等高度化推進資金貸付要綱

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

「林業者向け長期運転資金」

| 目 的 | 貸 付 対 象 者 |
|--|---|
| 農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資材費、労務費といった長期運転資金を融資します。 | 次のいずれかに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業経営改善計画の認定を受けている方 ・ その他 (個人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業所得が総所得の過半を占める ・ 林業粗収益が 200 万円以上 (法人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業売上高が総売上高の過半を占める ・ 林業売上高が 1,000 万円以上 |

【借入手続】



| 資 金 の 使 途 | 貸 付 条 件 等 |
|--|---|
| <p>次のような状況のいずれかに置かれていて、経営安定計画に基づいて林業経営の安定を図るのに必要な資金</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた（市町村長の発行する罹災証明書が必要） □ 森林病虫害等による行政指導を受けた □ 粗収益が前期に比し 10%以上減少している □ 所得率又は純利益額が前期に比し悪化している □ 所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字 □ 所得が黒字化したものの、2期合計で赤字 □ 所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額+減価償却費））が 20 年以上 □ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている □ 一時的な資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（農林水産省が指定した事象に限る） □ 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している □ 取引先の倒産により、資材の仕入れ等に支障を来している | <p>【貸付利率】 0.16%～0.17%（令和 3 年 5 月 19 日現在）</p> <p>【貸付限度額】 600 万円 （特認）年間経営費等の 12 分の 6</p> <p>【償還期限】 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）</p> <p>【融資機関】 （株）日本政策金融公庫（千葉支店）</p> |

その他日本政策金融公庫資金

主な資金は以下のとおりです。それぞれ貸付条件等がありますので、詳しくは日本政策金融公庫東京支店へお問い合わせ下さい。

1 林業基盤整備資金

① 造林

森林資源の造成と国土の保全及び山村地域の経済振興に資するため、造林事業を推進することを目的に創設された資金です。人工植栽、天然林改良、育林といった造林事業や、それに附帯した作業道、造林用機械等が融資の対象となっており、造林者のほか分収造林の費用負担者も融資が受けられます。

② 樹苗養成施設

生産性の高い森林資源の造成と造林の投資効果をあげるため、優良な造林用種苗や環境緑化木を生産し、安定的に供給する苗木生産者の施設に対して融資することを目的に創設された資金です。

③ 林道

林道は林産物の搬出、育林・間伐等の効率的な実施に欠くことのできない基幹的施設であるとともに、山村の振興を図る上でも重要な役割を果たしています。本資金は、林道の開設整備事業を推進するための資金であり、このような林道の広範な機能に対応した融資が行われています。

④ 利用間伐推進

伐り捨て間伐から利用間伐を中心とする森林施業への転換を図り、事業者の経営を安定化させるとともに、木材の安定供給等に資することを目的とした資金です。

⑤ 伐採調整

保安林の指定によって森林の伐採が制限されたことにより、保安林所有者が森林自体を手放さなければならないような事態に立ち至るのを防ぐために融通される資金です。

2 森林整備活性化資金

戦後造成された1千万haの人工林の伐採が将来にわたり継続的になされるよう、森林施業規模の拡大や単層林から複層林への転換を積極的に行おうとする森林所有者に融資する無利子の資金です。

多様な森林の整備とその担い手の育成・強化を図るため、森林整備コストの低減を進めるものであり、単独又は森林組合等と共同して「森林整備合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた方や森林経営計画の認定を受け、単層林を複層林に転換しようとする方が融資を受けられます。

3 林業構造改善事業推進資金

林業構造改善事業の推進の一環として融資される資金で、補助事業の補助残に対する融資と、融資単独事業に対する非補助融資に分かれており、地域の林業の振興を総合的に行う政策融資として性格づけられています。

4 林業経営育成資金

経営規模の拡大や林業経営の改善を図ろうとする意欲的な林業経営者を支援していくことを目的としたものであり、森林または立木の取得、育林、生産方式の合理化を行う場合に利用できる資金です。

5 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）

素材生産施設、造林施設、林産物処理加工施設、森林レクリエーション施設等を林業者が設置する場合に利用できる資金です。

| |
|---------|
| 相 談 窓 口 |
|---------|

○制度全般について

| 【 県 庁 】 | |
|--------------|------------------------------|
| 農林水産部団体指導課 | 0 4 3 (2 2 3) 3 0 7 4 |
| 北部林業事務所 | 0 4 7 5 (8 2) 3 1 2 1 (代表) |
| 北部林業事務所 印旛支所 | 0 4 3 (4 8 3) 1 1 3 0 (代表) |
| 中部林業事務所 | 0 4 3 9 (5 5) 4 9 7 0 (代表) |
| 南部林業事務所 | 0 4 (7 0 9 2) 1 3 1 8 (代表) |

○日本政策金融公庫資金について

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 | 0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5 |
| 千 葉 支 店 | 0 4 3 - 2 3 8 - 8 5 0 1 |

○債務保証について

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 独立行政法人農林漁業信用基金（林業部門） | 0 3 (3 4 3 4) 7 8 2 6 |
|----------------------|-------------------------|

水産制度金融

水産制度金融とは

漁業や水産加工業に携わる皆さんが、漁船、施設、機器等の取得・改良、新しい漁業技術の導入等に必要な資金を、長期、低利に利用できるように国や県、市町村が利子補給したり、県や日本政策金融公庫が直接融資したりする制度のことです。

主な資金は、漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金、漁業経営維持安定資金、農林漁業セーフティネット資金等があり、資金の用途は以下のとおりです。

| 用途 | 資金 | | | | | | | |
|---------------------------|----------------|-----------------|-------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| | 漁業近代化資金 P42 | 沿岸漁業改善資金 P44 | 漁業経営維持安定資金 P47 | 日本政策金融公庫資金 | | | | |
| | | | | 農林漁業セーフティネット資金 P48 | 漁業経営改善支援資金 P49 | 漁業基盤整備資金 P49 | 農林漁業施設資金 P49 | 水産加工資金 P49 |
| 漁船・エンジンの取得・改良 <20トン未満> | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| 漁船・エンジンの取得・改良 <20トン以上> | ○ | | | | ○ | | | |
| 漁業用施設の取得 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 漁業用機器の取得 | ○ | ○ | | | | | | |
| 漁具・養殖いかだ等の取得 | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| 養殖・放流用種苗購入・育成 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 漁業経営開始 | ○ | ○ | | | | | | |
| 漁業技術習得・研修 | | ○ | | | | | | |
| 漁村の生活環境改善 | ○ | ○ | | | | | | |
| 経営維持・運転資金 | | | ○ | ○ | | | | |
| 水産加工用施設・機械の取得 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| 災害復旧等 | | | | ○ | | | | |

※各資金の具体的な内容や最新情報については、P50 に記載されている相談窓口にお問い合わせください。

また、団体指導課のホームページでも、随時、最新情報を掲載しております。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/dantai/kinyuu/suisanseido/index.html>)

漁業近代化資金

「漁業経営の近代化を目指す方へ」

| 目的 | 対象資金 | 利用例 | 償還期間（据置含む） |
|--|--------------|---|--|
| <p>漁業経営の近代化を図るため、漁船、漁具及び水産施設等を取得するのに必要な資金を低利で供給することを目的としている。</p> <p>融資機関が行うこの資金の融通を円滑にするため、県等（注1）が利子補給を行います。</p> | 1号資金 2号資金 | <p>船体（艀装等を含む）推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等</p> <p>※中古漁船を購入使用するときには15年以内でかつ当該漁船の進水時から30年以内です。なお、木船の中古漁船については、7年以内でかつ当該漁船の進水時から12年以内です。</p> | <p>20年以内</p> <p>ただし、木船については9年以内、強化プラスチック船及び鋼船17年以内（漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部品のみに係るものにあつては、10年）</p> <p>【据置期間：3年（木船、強化プラスチック船及び鋼船は2年以内）】</p> |
| | 3号資金 | <p>漁船漁具保管修理施設 漁業用資材保管施設 漁船用油水供給施設 養殖池 蓄養池 水産種苗生産施設 養殖用作業舎 水産物処理施設 水産物保蔵施設 水産物加工施設 製氷冷凍施設 水産物等運搬施設 水産物販売施設 漁業用通信施設 これら施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）</p> | <p>15年以内</p> <p>（規則第2条第2号へからルで掲げる者以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられるものにあつては、20年）</p> <p>【据置期間：3年】</p> |
| | 4号資金 | <p>漁場改良造成用機具 漁船用油水供給用機具 水産種苗生産用機具 養殖用えさ調製供給用機具 養殖用肥料薬剤施用機具 養殖用水産物収穫用機具 水産物等運搬用機具 生産・経営管理情報処理用機具 これらの取得に必要な資金</p> | <p>7年</p> <p>（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10年）</p> <p>【据置期間：2年】</p> |
| | 5号資金 | <p>漁具 養殖いかだ その他規則で定める養殖施設</p> | <p>5年（大型定置網にあつては10年）</p> <p>【据置期間：2年】</p> |
| | 6号資金 | <p>ぶり、うなぎその他の育成期間が通常1年以上である水産動植物であつて規則で定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金</p> | <p>5年以内</p> <p>【据置期間：2年】</p> <p>（ぶり、ほたてがい及び真珠（ただし、施術の年の翌々年に浜揚げされたものに限る）の養殖又は増殖に係るものについては3年）</p> |

| | | | |
|--|------------------|--|---|
| | 7号資金 | 有線放送施設 その他漁村における環境の整備のために必要な施設であって規則で定めるもの。 (漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。) | 20年以内 【据置期間：3年】 |
| | 8号資金 (知事特認資金) | 漁場改良造成施設 漁協等が協同利用に供する船舶 公害防止施設 海浜等環境活用施設 漁村給排水施設 漁家の住宅 初度的経営資金 漁協基盤強化機器整備資金 密漁監視施設 水産業労働力確保施設資金 | 5年以上 15年以内で知事が指定する期間 【据置期間：3年以内で知事が指定する期間】 |

| 貸付限度額 | 貸付利率(注1) | 融資率 | 融資機関 |
|--|---------------------|---|----------------|
| 3.6億円 (個人・法人・任意団体) 12億円 (漁協等) | 0.3% ※実質無利子の制度あり | 貸付限度額の範囲内で、事業費(同一事業に対し他の補助金が交付される場合は総事業費からその補助金を差し引いた額)の80%以内 | 東日本信用漁業協同組合連合会 |

※県の利子補給後の利率(令和3年5月19日現在)です。

※市町村の利子補給がある場合は、借入者が実質的に負担する利率は表の利率より下がります。

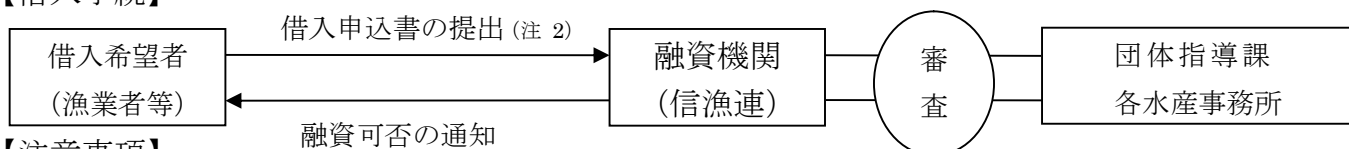
※認定漁業者及び被災漁業者(自然災害により被害をうけた漁業者等)については、下記のとおり公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成を実施します。(利子助成期間は、最長5または10年間、各種条件があります。)

- 1 最大2%を限度(実質無利子)
- 2 対象とする資金は1~6号資金
- 3 無利子融資枠は、認定漁業者は20トン以上漁船2億円、20トン未満漁船9千万円、3~6号資金1億円
被災漁業者等で1~5号資金5千万円、6号資金1千万円

※水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業により助成を受けて漁船の建造等を行う漁船リース事業者及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する漁業者(平成28年1月20日以降貸付分)については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構が利子助成を実施します。(最長5年間、融資決定額が融資枠に達した時点で終了。)

- 1 最大2%を限度(実質無利子)
- 2 対象とする資金は1~2,4~5号資金
- 3 無利子融資枠は、漁船リース事業者は、漁船1隻あたり2.5億円、強化型機器等導入緊急対策事業により漁業協機器等を取得する漁業者は2千万円

【借入手続】



【注意事項】

(注1) 市町村においては、独自に追加利子補給を行っている場合があります。

(注2) 1 担保・保証人については融資機関の判断によりますが、一定額以上の場合には全国漁業信用基金協会の債務保証が必要です。

2 この資金は、原則として元金均等半年賦償還です。

3 事業は、原則として県の利子補給承認後に始めることになります。審査にはある程度期間を要しますので、余裕をもってお申し込みください。

4 他の制度資金(沿岸漁業改善資金・日本政策金融公庫資金)との併用はできません。

【根拠規程】

- ・千葉県漁業近代化資金利子補給規則
- ・千葉県漁業近代化資金取扱要領

沿岸漁業改善資金

「沿岸漁業者向け無利子資金」

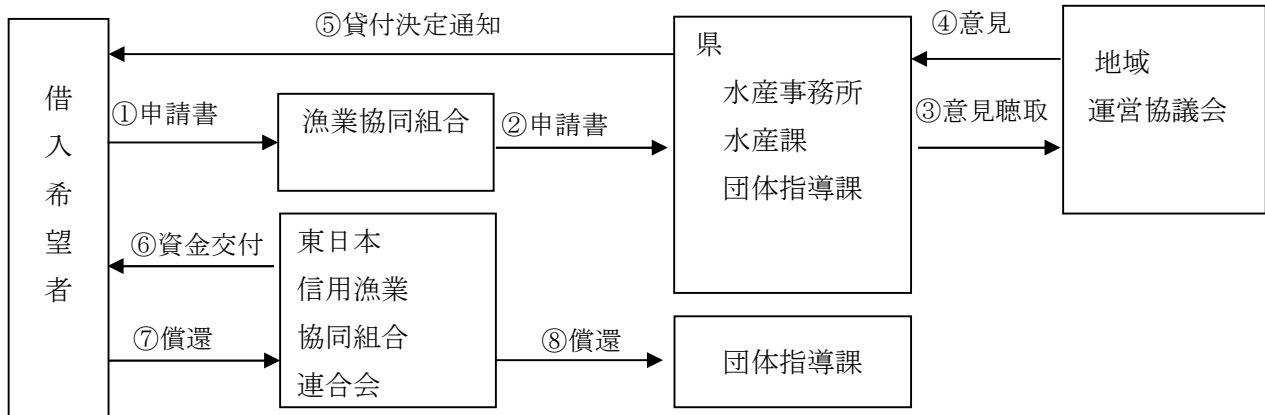
| 目 的 | 対 象 資 金 |
|--|--|
| <p>沿岸漁業従事者等が自主的にその経営の改善等を行うことを積極的に支援するため、国と県との財政資金を原資として無利子で資金を貸付けるものです。</p> | <p>以下の機器等の導入・設置に係る費用 *メニューの詳細を県ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 経営等改善資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 操船作業省力化機器（自動操だ装置、GPS等） ② 漁ろう作業省力化機器（揚網機、カラー魚探等） ③ 補機関等の駆動機器（補機関、油圧装置） ④ 燃料油消費節減機器（推進機関等） ⑤ 新養殖技術導入資金（養殖施設、種苗、餌料等） ⑥ 水産資源の管理に関する取り決めに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具等の導入費用 ⑦ 環境に対応した養殖業を推進するための資金（自動給餌機等） ⑧ 乗組員安全機器（転落防止用手すり等） ⑨ 救命消防設備（救命胴衣等） ⑩ 漁船転覆防止機器（漁獲物横移動防止装置等） ⑪ 漁船衝突防止機器（レーダー反射器、無線電話） ⑫ 漁具標識 ⑬ 県が特別に必要と判断し農林水産大臣と協議して指定した資金 <p>(2) 生活改善資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活合理化施設資金（し尿浄化装置等） ② 家屋内部（居室・炊事施設等）の改善のための資金 ③ 婦人や高齢者が活動の場を得て生産活動を行うための資金 <p>(3) 青年漁業者等養成確保資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営方法や技術研修を受けるのに必要な資金（旅費等） ② 高度な経営技術を習得するのに必要な資金（パソコン等） ③ 経営を開始するための資金（漁船、機器、施設等） |

| 貸付対象者 | 貸付条件等 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸漁業の従事者 ・ 沿岸漁業の従事者の組織する団体又は沿岸漁業を営む会社（常時使用する従事者の数が20人以下のものに限る） ・ 農商工等連携法に基づく認定を受けた事業者 ・ 六次産業化法に基づく認定を受けた事業者 <p>注1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船を使用する者</p> <p>注2) 他に資金毎に貸付対象者の制限あり</p> | <p>【貸付者】 この資金は県が沿岸漁業者等に直接資金をお貸しします。資金の交付、償還金の収納等の事務は東日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）に委託しています。</p> <p>【相談先】 借入れをご希望の方は、県・所属漁協・信漁連にご相談ください。</p> <p>【貸付時期】 この資金は、年4回貸付決定を行います（6・9・12・2月）。申請書の提出期限は各貸付決定月の5日です。月末までに貸付決定し、翌月16日に資金を交付します。</p> <p>【限度額・対象事業費】 対象資金として指定された機器・種類別に限度額があります。貸付対象事業費は機器本体及び設置工事費の全額です（オプション品は対象外）。</p> <p>【償還期限】 機器・種類別に指定されています。おおむね7年以内です。農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法及び六次産業化法の特例があります。</p> <p>【金利】 無利子です。</p> <p>【連帯保証人】 連帯保証人をつけていただきます。原則千葉県内にお住まいの方で、300万円未満は1人、300万円以上は2人以上（うち1名は申請者と経営を同一にする者以外とする）です。</p> <p>【償還方法】 年1回元金均等償還です。</p> |

【その他注意事項】

- ① 申請に当たっては、所属する漁協を通じて、各水産事務所又は水産課へ提出してください。
- ② お申込み前には、普及指導員等の指導を受けて計画を検討してください。
- ③ 貸付の決定は水産事務所又は団体指導課からお知らせしますので、資金の交付後に着工または納品を受けてください。

【借入手続】



【根拠規程】

- ・ 沿岸漁業改善資金助成法
- ・ 同施行令
- ・ 同施行規則
- ・ 千葉県沿岸漁業改善資金貸付規則
- ・ 千葉県沿岸漁業改善資金取扱要領

漁業経営維持安定資金

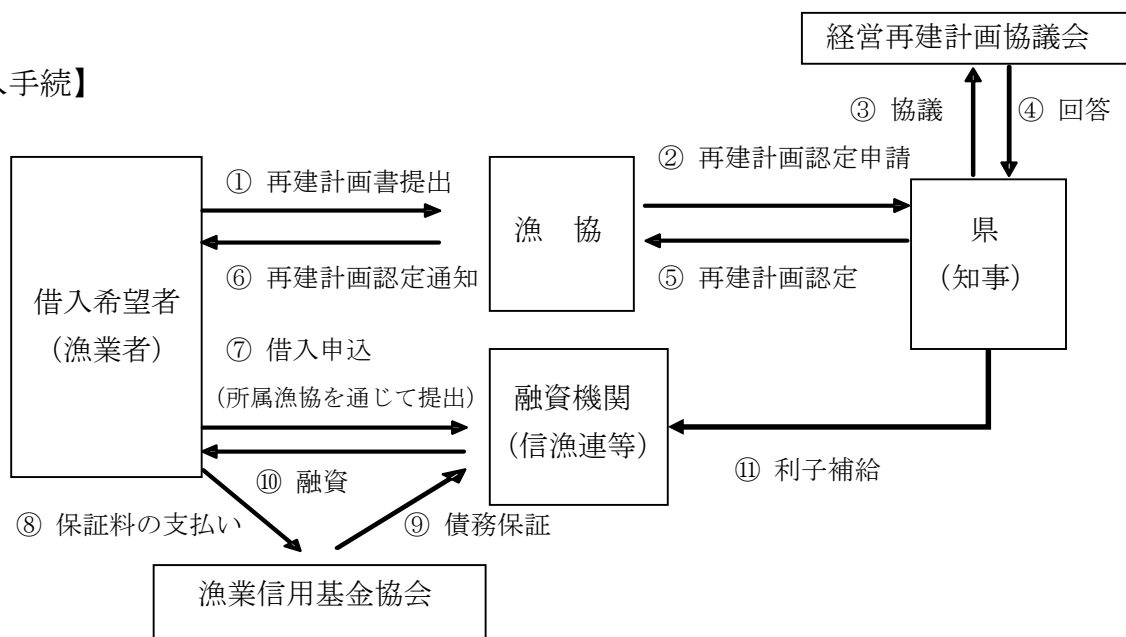
「中小漁業者の債務整理資金」

| 目的 | 借換え対象となる負債 | 借入資格 |
|--|--------------------|---|
| 漁業経営が困難な中小漁業者が、債務の整理を行うため緊急に必要な資金を低利で供給することを目的とし、融資機関が行うこの資金の融通を円滑にするため、県が利子補給を行います。 | 返済期到来後未返済となっている負債等 | ＊整理対象債務を有する者で漁業経営再建計画の認定を受けた者 ・ 漁業を営む個人または会社 ・ 漁業を営む漁業協同組合並びに漁業生産組合 (その他に条件があります。) |

※ 中小漁業者

- ・ 漁業を営む個人または会社であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が 3,000 トン以下である者
- ・ 漁業を営む漁業協同組合
- ・ 漁業生産組合

【借入手続】



| 貸付限度額 | 償還期間 | 貸付利率 | 融資機関 |
|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 漁業種類・漁船規模により異なる (4,000 万円～4 億円) | 【原則】 10 年 (うち据置 3 年) 以内 | 0.3% (令和 3 年 5 月 19 日 現在) | 東日本信用漁業協同 組合連合会等 |

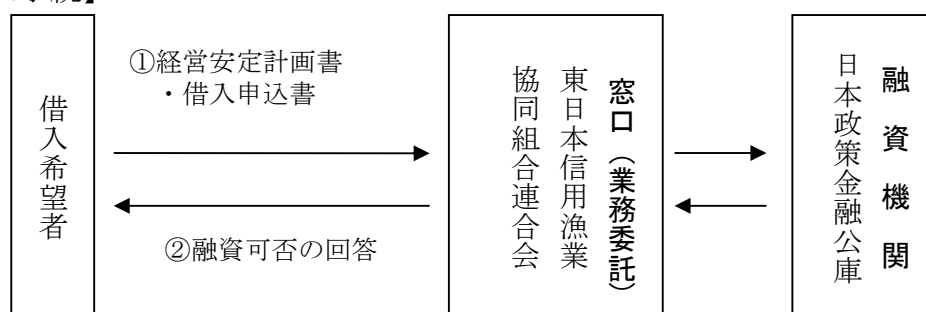
※ 市町村の利子補給がある場合は、借入者が実質的に負担する利率は表の利率より下がります。

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

「漁業者向け長期運転資金」

| 目 的 | 貸 付 対 象 者 |
|--|--|
| 農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合に、資材費、労務費といった長期運転資金を融資します。 | 次のいずれかに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営改善計画認定漁業者 ・ その他 (個人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業所得が総所得の過半を占める ・ 漁業粗収益が 200 万円以上 (法人) <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業売上高が総売上高の過半を占める ・ 漁業粗収益が 1,000 万 |

【借入手続】



| 資 金 の 使 途 | 貸 付 条 件 等 |
|---|---|
| <p>次のような状況のいずれかに置かれていて、経営安定計画に基づいて漁業経営の安定を図るのに必要な資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害（台風、津波、赤潮、海洋汚染等）の被害を受けた <input type="checkbox"/> 貝毒や寄生虫等による廃棄処分命令、出荷停止の指導等を受けた <input type="checkbox"/> 前期より売上高が 10%以上減少した（または減少の見込み） <input type="checkbox"/> 最近 3 ヶ月の粗収益が前年同期を下回っており、今後も減少が見込まれる <input type="checkbox"/> 前期より所得率や純利益額が悪化している <input type="checkbox"/> 燃油や資材等の高騰により一時的に経営が悪化している（農林水産省が指定した案件に限る） <input type="checkbox"/> 取引先や取引金融機関が破綻し、経営に支障をきたしているなど（一定の要件を満たす場合に限る） <p>自然災害の場合は市町村長の発行する罹災証明書が必要です。</p> | <p>【貸付利率】 0.16%～0.17% (令和 3 年 5 月 19 日現在)</p> <p>【貸付限度額】 600 万円 (特認) 年間経費等の 12 分の 6</p> <p>【償還期限】 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）</p> <p>【融資機関】 (株) 日本政策金融公庫 (千葉支店) 注) 窓口(業務委託先)は、東日本信用漁業協同組合連合会</p> |

その他日本政策金融公庫資金

主な資金は以下のとおりです。それぞれ貸付条件等がありますので、詳しくは日本政策金融公庫千葉支店もしくは東日本信用漁業協同組合連合会本店営業部へお問い合わせ下さい。

- ・ 漁業経営改善支援資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、漁業者が「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う漁船の建造・取得・改造、漁具の取得、漁業用施設の改良・造成・取得、長期運転資金及び共同利用施設の改良・造成・取得につきご利用いただける資金です。

- ・ 漁業基盤整備資金

- 漁港整備

漁業の生産力の増大及び生産性の向上を図るため、その前提となる漁港基本施設及び漁港に必要な不可欠な施設等の整備にご利用いただける資金です。

- 漁場整備

種苗放流、魚礁漁場・増殖場造成等の人為的な手法による資源の積極的回復、漁場生産力の向上等、つくり育てる漁業の推進を支援するためにご利用いただける資金です。

- ・ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）

本資金は、漁業者が漁具の取得や養殖施設、水産物処理加工施設等を設置する場合にご利用いただける資金です。

また災害に被災した漁船の復旧や漁具、養殖施設等の改良・造成・取得にもご利用いただけます。

- ・ 水産加工資金（貸付対象者：水産加工業者、水産業協同組合、中小企業等協同組合）

本資金は、近海資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進、水産加工業の体質強化を進めるための資金です。

また、未利用もしくは利用の程度の低い水産資源の有効利用の促進を図るための資金です。

※認定漁業者及び被災漁業者（自然災害により被害をうけた漁業者）については、公益財団法人農林水産長期金融協会が利子助成を実施します。（水産加工資金は除きます。各種条件があります。）

※水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業により助成を受けて漁船の建造等を行う漁船リース事業者及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する漁業者（平成28年1月20日以降貸付分）については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構が利子助成を実施します。

| |
|---------|
| 相 談 窓 口 |
|---------|

○制度全般について

| 【県 庁】 | |
|---------------------|------------------------------|
| 農林水産部団体指導課 | 0 4 3 (2 2 3) 3 0 7 4 |
| 銚子水産事務所 | 0 4 7 9 (2 2) 8 3 9 7 (代表) |
| 館山水産事務所 | 0 4 7 0 (2 2) 5 7 6 1 (代表) |
| 勝浦水産事務所 | 0 4 7 0 (7 3) 0 1 0 8 (代表) |
| 【融資機関】 | |
| 東日本信用漁業協同組合連合会本店営業部 | 0 4 3 (2 4 2) 5 2 6 5 |
| " 木更津営業店 | 0 4 3 8 (2 2) 5 1 7 1 |
| " 館山営業店 | 0 4 7 0 (2 3) 7 1 2 1 |
| " 勝浦営業店 | 0 4 7 0 (7 3) 0 1 1 7 |
| " 銚子営業店 | 0 4 7 9 (2 2) 5 4 0 5 |

○日本政策金融公庫資金について

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 | 0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5 |
| " 千葉支店農林水産事業 | 0 4 3 - 2 3 8 - 8 5 0 1 |

○債務保証について

| | |
|----------------|-------------------------|
| 全国漁業信用基金協会千葉支所 | 0 4 3 (2 4 1) 5 5 1 0 |
|----------------|-------------------------|

災 害 資 金

災害資金制度とは

災害により大きな被害を受けた農業者や漁業者が事業の再生産のために必要な資金等について、農協、信漁連等の融資機関から低金利で借りられるよう国、県、市町村が利子補給を行う制度です。

災害資金には、国が発動を決定し、国、県、市町村が利子補給を行う「天災融資資金」と、県が発動を決定し、県と市町村が利子補給を行う「千葉県農業（漁業）災害対策資金」があります。

資金の実施は、災害の都度、被害状況を勘案して発動を決定するものであり、貸付金利や貸付限度額等は実施のたびに異なります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の実施状況は、「天災融資資金」、県単災害資金（「東日本大震災農業対策資金」及び「東日本大震災漁業対策資金」）いずれも末端の貸付金利を無利子としました。

また、令和元年 9 月から 10 月に発生した台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨については、県単災害資金（農業・漁業）を発動し、末端の貸付金利を無利子としました。

| 使 途 | 資 金 | |
|-------------------------|----------------------------|--|
| | 天 災 融 資 資 金 | 千 葉 県 農 業 ・ 漁 業 災 害 対 策 資 金 |
| | P52 | P53 |
| 経営安定資金（農業・漁業の再生産に必要な資金） | ○ | ○ |
| 施設復旧資金 | | ○ |

天 災 資 金

「被災農業者・漁業者向け経営安定資金」

| 目 的 | 貸 付 対 象 者 |
|--|--|
| <p>暴風雨、豪雨、地震、津波、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう、干ばつ等の天災により被害を受けた農業者及び漁業者が、農業（漁業）の再生産のための資金を必要とする場合に、低金利で借りられるように国・県・市町村が利子補給を行います。</p> <p>※この制度は、国が天災融資法を発動した場合に適用されます。</p> | <p>【農業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業を主な業務とする方（農業所得が総所得の5割以上） 2 被害程度が次のようなものである旨の市町村長の認定を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 減収量が平年収穫量の3割以上、かつ損失額が平年農業総収入の1割以上 (2) 果樹、茶樹又は桑樹の流出、損失又は枯死等による損失額が、その農業者の栽培する樹の被害時における価額の3割以上 <p>【漁業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業を主な業務とする方（漁業所得が総所得の5割以上） 2 被害程度が次のいずれかである旨の市町村長の認定を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が平年における漁業総収入額の1割以上 (2) 天災によるその所有する漁船もしくは漁具の沈没、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の5割以上 |
| 資 金 の 使 途 | 貸 付 条 件 等 |
| <p>種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船（5トン未満）の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等</p> | <p>【貸付限度額】（カッコ内は激甚災害法による特例措置）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 果樹栽培、家畜・家きんの購入、漁船の建造・取得等：500万円（600万円） (イ) 漁具の購入：5,000万円 (ウ) 上記以外：200万円（250万円） 2 法人 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 農事組合法人等：2,000万円 (イ) 果樹栽培、家畜・家きんの購入、漁船等：2,500万円 (ウ) 漁具の購入：5,000万円 <p>【償還期限】 3～6年以内（激甚災害法適用の場合4～7年以内）</p> <p>【貸付利率】 天災融資法の発動の都度設定</p> |

※貸付利率は、災害ごとに定められ、国、県、市町村で利子補給を行って、末端金利を低利とします。

H23 東日本大震災の例

| ※基準金利 | ※利子補給率 | | | ※末端金利 |
|-------|--------|---------|---------|-------|
| | 国 | 県 | 市町村 | |
| 2.85% | 1.425% | 0.7125% | 0.7125% | 0% |

千葉県農業（漁業）災害対策資金

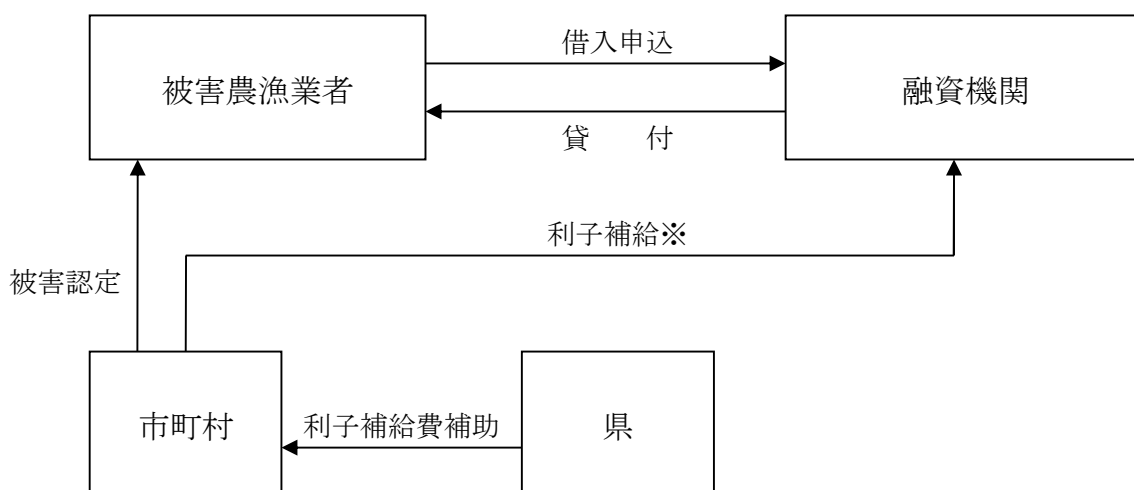
「天災による農業（漁業）被害に係る県単災害資金」

| 制度の概要 | 貸付対象者 |
|---|--|
| 災害により被害を受けた農業（漁業）者の経営の維持安定を図るため、農協、信漁連等融資機関が再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を通常より低利な金利で融資する。市町村が当該融資機関に利子補給をした場合に県は市町村に対してその一部補助する。 | <農業> 適用する災害の被災者であって <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営の主宰者として、その責任を負うものであること。 ② ①の者の年間総所得のうち、農業に係る所得が50%以上を占めること。 ③ 市町村長の被害認定を受けたものであること。 <漁業> 適用する災害の被災者であって <ol style="list-style-type: none"> ① 漁業経営の主宰者として、その責任を負うものであること。 ② ①の者の年間総所得のうち、漁業に係る所得が50%以上を占めること。 ③ 市町村の被害認定を受けたものであること。 |

【適用災害の目安】

- ① 2市町村以上にまたがる災害であること。
- ② 被害金額が農業10億円（漁業1億円）以上であること。

【スキーム】



※市町村と融資機関は、適用する災害ごとに利子補給契約を締結することが必要である。

【根拠規程】

- ・「千葉県農業災害対策利子補給費補助金交付要綱」
- ・「千葉県漁業災害対策利子補給費補助金交付要綱」

| 資 金 使 途 | | |
|---------|--|---|
| | 経営安定資金 | 施設復旧資金 |
| 農 業 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、しいたけほだ木、菌床、12万円以下の農機具、労賃、水利費、家畜、家きん、農業共済掛金の支払い、簡易な施設が損壊した場合の復旧に要する資材の購入代金の支払い、既に借り受けている天災資金及び県単災害資金の償還に必要な資金 | 農業用施設（簡易な施設を除く。）が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金（ただし、農地又は農地にかかる農業用施設の災害復旧費を除く。） |
| 漁 業 | 漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃料、労賃、漁業共済掛金の支払い、簡易な施設が損壊した場合の復旧に要する資材の購入代金の支払い、既に借り受けている天災資金及び千葉県漁業災害対策資金の償還に必要な資金 | 漁船、漁業用施設（簡易な施設を除く。）が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金 |

| 貸 付 条 件 等（農業・漁業共通） | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------|--|
| ※災害の都度決定する。なお、貸付限度額、償還期間の標準的な例は次のとおり。 | | | | | |
| | 経営安定資金 | | | 施設復旧資金 | |
| 貸付限度額 | 被害額の80%以内で 300万円以下 | | | 被害額の80%以内で 500万円以下 | |
| 償還期間 | 5年以内 | | | 6年以内 (うち据置2年以内) | |
| 金利・利子補給率等 | ※災害の都度決定する。 | | | | |
| | 令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害に適用した例 | | | | |
| | 近代化資金 基準金利 A | 融資機関 負担率 B | 県単災害資金 基準金利 C = A - B | 利子補給率 D | |
| 1.35% | 0.675% | 0.675% | 県 0.45% | 市町村 0.225% | |

信用保証制度

信用保証制度とは

農業者又は中小漁業者等の皆さまが、金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が公共的な立場から保証人となる制度です。

農業・漁業信用保証制度

【債務保証の仕組み】

農業者又は中小漁業者等の皆さまが、農業（漁業）経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際、保証料を支払うことで農業（漁業）信用基金協会が保証人となり、融資を受けやすくなります。なお、保証料率は資金ごと及び担保の有無により異なります。

また、万一病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、皆さまに代わって農業（漁業）信用基金協会が立替払い（代位弁済）をします。

代位弁済後は、皆さまとご相談しながら農業（漁業）信用基金協会に借入金を返済していただくこととなります。

【債務保証を受けるには】

農業（漁業）信用基金協会は会員制をとっていますので、出資金を払い込んで会員となっただけが必要です。また、会員とならなくても、皆さまが所属している農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合が会員となっていれば、その組合の出資を利用して保証を受けることができます。

【債務保証を利用できる融資機関（ご相談先）】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 農業 | ・ 漁業 |
| ①千葉県下の農業協同組合 | ①東日本信用漁業協同組合連合会 |
| ②農林中央金庫 | ②信用組合 |
| ③銀行、信用金庫又は信用組合 | |

【基金協会の連絡先】

- ・ 農業信用基金協会
〒260-0031
千葉県千葉市中央区新千葉3丁目2番6号（農業会館2階）
電話番号 043-245-7470 FAX番号 043-248-2690
- ・ 全国漁業信用基金協会千葉支所
〒260-0021
千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号（水産会館5階）
電話番号 043-241-5510 FAX番号 043-241-5795

林業・木材産業信用保証制度

【債務保証の仕組み】

林業・木材産業関係者の皆さまが、金融機関から事業資金を借り入れる際、保証料を支払うことで（独）農林漁業信用基金が保証人となり、融資を受けやすくします。

なお、保証料率は資金ごと及び財務内容等により異なります。

また、万一病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなったときには、皆さまに代わって（独）農林漁業信用基金が立替払い（代位弁済）します。

代位弁済後は、皆さまとご相談しながら（独）農林漁業信用基金に借入金を返済していただくこととなります。

【債務保証を受けるには】

保証を受ける事業者は、（独）農林漁業信用基金の出資持分を取得し、出資者となっておいただくことが必要です。また、会員とならなくても、皆さまが所属している森林組合、生産森林組合、林業者等が組織する中小企業等協同組合の組合員となっていれば、その組合の出資を利用して保証を受けることができます。

【債務保証を利用できる融資機関（ご相談先）】

- ①農林中央金庫
- ②商工組合中央金庫
- ③銀行、信用金庫又は信用組合
- ④千葉県森林組合連合会

【連絡先】

独立行政法人農林漁業信用基金

林業調整室 林業業務推進課

〒105-6228

東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー28階

電話番号 03-3434-7825 FAX 番号 03-3434-7837

